

第七十二回国会 通信委員會議録第一号

本国会召集日(昭和四十八年十二月一日)(土曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 久保田四郎君
- | | |
|-----------|-----------|
| 理事 宇田 國榮君 | 理事 梶山 静六君 |
| 理事 金子 岩三君 | 理事 羽田 孜君 |
| 理事 阿部末喜男君 | 理事 古川 喜一君 |
| 理事 土橋 一吉君 | |
| 加藤常太郎君 | 加藤 六月君 |
| 金丸 信君 | 志賀 節君 |
| 國田 直君 | 高橋 千寿君 |
| 中馬 辰猪君 | 坪川 信三君 |
| 中村 寅太君 | 長谷川四郎君 |
| 廣瀬 正雄君 | 村岡 兼造君 |
| 大柴 滋夫君 | 金丸 徳重君 |
| 久保 等君 | 下平 正一君 |
| 米田 東吾君 | 平田 藤吉君 |
| 大野 潔君 | 田中 昭二君 |
| 池田 禎治君 | |

十二月一日
久保田四郎君委員長辞任につき、その補欠として廣瀬正雄君が議院において、委員長に選任された。

昭和四十八年十二月六日(木曜日)
午前十時四十六分開議

- 出席委員
- | | |
|------------|-----------|
| 委員長 廣瀬 正雄君 | 理事 加藤常太郎君 |
| 理事 宇田 國榮君 | 理事 金子 岩三君 |
| 理事 梶山 静六君 | 理事 阿部末喜男君 |
| 理事 羽田 孜君 | 理事 土橋 一吉君 |
| 理事 古川 喜一君 | 理事 志賀 節君 |
| 久保田四郎君 | 西村 英一君 |
| 坪川 信三君 | |

第一類第十一号 通信委員會議録第一号 昭和四十八年十二月六日

長谷川四郎君 村岡 兼造君

大柴 滋夫君 金丸 徳重君

久保 等君 米田 東吾君

平田 藤吉君 大野 潔君

出席國務大臣 郵政大臣 原田 憲君

出席府政委員 内閣法制局第三部長 茂串 俊君

郵政政務次官 三ツ林弥太郎君

郵政大臣官房長 神山 文男君

郵政省郵務局長 石井多加三君

郵政省貯金局長 船津 茂君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

労働省政務局長 道正 邦彦君

郵政大臣官房建 築部長 武田 礼仁君

通信委員会調査 室長 佐々木久雄君

委員外の出席者

委員の異動

十二月一日 辞任 補欠選任

金丸 信君 小沢 辰男君

同月三日 辞任 補欠選任

加藤 六月君 西村 英一君

同月六日 理事小澤太郎君十一月二十七日委員辞任につ

き、その補欠として加藤常太郎君が理事に当選

した。

十二月四日 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出

第二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任

國政調査承認要求に関する件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出

第二号)

○廣瀬委員長 これより會議を開きます。

一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、はからずも私当通信委員会の委員長

に選任されました。

御承知のように、私は委員会の運営には全くの

不案内でございまして、しかも時局きわめて困

難なおりからでございまして、当委員会の使命もた

いへん重大だと思ひでございまして、幸いに当

委員会には事業にきわめて深い御理解を持ち、ま

た練達之士がたくさんお集まりのようございま

すので、もっぱら皆さん方に御依存を申し上げて、

皆さん方の御協力に御期待をいたしたいと思ひの

でございまして、非才愚鈍な私でございまして、

格別の御指導、御鞭撻を切にお願いを申し上げます。

して、簡単にございすけれどもごあいさつとい

たします。どうもありがとうございます。(拍

手)

○廣瀬委員長 この際、御報告申し上げます。

すでに御承知のことと存じますが、本委員会の

委員でありました橋橋渡君が去る十一月十七日

に、草野一郎平君が同月二十二日に急逝されまし

ます。全員御起立を願います。

〔総員起立、黙禱〕

○廣瀬委員長 黙禱を終わります。御着席願いま

す。

○廣瀬委員長 この際、理事の補欠選任について

おはかりいたします。

理事小澤太郎君が去る十一月二十七日委員を辞

任されましたので、理事が一名欠員となっており

ます。この補欠選任につきましては、先例により

委員長において指名するに御異議ございませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○廣瀬委員長 御異議なしと認めます。それで

は、加藤常太郎君を理事に指名いたします。(拍

手)

○廣瀬委員長 次に、國政調査承認要求に関する

件についておはかりいたします。

通信行政に関する事項

郵政事業に関する事項

郵政監察に関する事項

電気通信に関する事項

電波監理及び放送に関する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策

を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面か

らの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本

会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、

議長承認を求めたいと存じますが、御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○廣瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○廣瀬委員長 この際、原田郵政大臣及び三ツ林郵政事務次官から発言を求められておりますので、これを許します。原田郵政大臣。

○原田郵政大臣 このたび内閣改造がございまして、郵政大臣に就任いたしました原田憲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま委員長から発言がございましたが、この委員会では委員の皆さん方が熱心に国政問題について取り組んでおられることに對しまして深い敬意を表しますとともに、委員長以下練達の方ばかりでございまして、私はまだ浅学非才、郵政問題につきましてまづはかにはいたしてございせんけれども、郵政業務が国民に密着する重要な問題をかかえておられることを認識いたしまして、微力でございますが、誠心誠意尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞひとえに皆さんの御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。まことに簡単でございますが、これをもちまして就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○廣瀬委員長 次に、三ツ林郵政事務次官。

○三ツ林郵政事務次官 お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

このたび郵政事務次官を拝命いたしました衆議院議員の三ツ林太郎でございます。

微力不敏の者でございますが、懸命に努力をいたしたいと思っておりますので、どうか皆さま方の特別な御支援と御指導をお願い申し上げます。ごあいさつにかえたいと存じます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○廣瀬委員長 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、審議に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「百五十万円」を「三百万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現下の経済情勢にかんがみ、郵便貯金の預金者の利益を増進し、併せて貯蓄の増進に資するため、郵便貯金の貯金総額の制限額(住宅積立郵便貯金に係るものを除く)を三百万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○廣瀬委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。郵政大臣原田憲君。

○原田郵政大臣 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額を三百万円に引き上げることと内容を定めるものであります。

現在の預金者一人当たりの貯金総額の制限額は百五十万円でありまして、この額は昭和四十七年に百万円から引き上げられて今日に至っているものであります。現下の経済情勢並びに最近における国民所得や貯蓄保有額の状況などにかんがみまして、これを三百万円に引き上げ、郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増進に資しようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○廣瀬委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○廣瀬委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部末喜男君。

○阿部(末)委員 ただいま、大臣から郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案が行なわれました。非常に緊急を要するものだろうというふうな理解をしておりますが、この郵便貯金法の一部を改正する法律案につきましては後ほど詳細に質問をさせていただきます。郵便貯金の総額制限の引き上げが焦眉の急であることについては理解をしますが、やぶさかではございせんけれども、郵政事業の根幹ともいわれる郵便事業が非常に混乱に陥ちて、最近の新聞等の報道するところによると、二千万通とか四千万通というふうな、郵政史上前例のない滞留を来しておるというふうな承っておりますが、その間の事情、どういう状況になっておるのか、ひとつ大臣から御説明願いたいと思っております。

○原田郵政大臣 阿部委員にお答えを申し上げます。

ただいまお尋ねになりました、現在、年末を控えて、かつてないような郵便物の滞留を来しておる。これは私、たいへんなことだと認識をいたしておりまして、目下これの解決をするための方策を鋭意進めておるところでございますが、具体的な事実問題等もございまして事務当局からお答えを申し上げます。最後にまた先生の御質問にお答えを申し上げます。

○北政府委員 日々の滞留につきましてはいろいろな手だてを講じておる。その滞留を少しでも少なくするようにいろいろの手を打っておるわけでございます。

この滞留の根本原因でございますが、全通の年末闘争という事態がございまして、それが根幹でございまして、全通との間の年末要求の解決につきましても、一日も早くその解決を見るように私ども

もとして全精力を費やしておるつもりでございますが、要求項目の中で解決の非常にむずかしい問題がございまして、遺憾ながら今日まだ解決を見ておらないわけでございます。今後とも鋭意お互いに歩み寄りまして、この労使間の紛争を一日も早く終結をいたしまして、そうして業務が一日も早く正常に運行できるようにさらに精力的にやってまいりたい、かように考えております。

ただ、年末の諸要求のうちで、すでに御案内かと思ひますが、大きな問題でありました春闘処分の問題等につきましては解決をいたしました。それから生活危機突破臨時貸金というふうな問題も掲げてありましたが、これも御案内のように解決を見たわけでございます。

おおむね以上でございます。

○阿部(末)委員 恒例という問題があるのですけれども、毎年年末になれば郵政の労使の紛争のために国民が多大の迷惑をこうむるというのが一つの恒例みたいになってしまつておる。なぜ日常の話し合いの中でそういう問題を解決しておかないのか。たとえば今回の生活危機突破貸金というふうなものについては、これはひとり郵政だけの問題ではないでしよう。したがって、これが年末に提起をされたからといって、これは私は特段郵政当局だけを責める気はありません。しかし、そういう大きな問題が解決しておるのに、なおかつ国民に迷惑をかけるような多大の物の滞留を来した。問題の解決ができないというところは、日常の労使のコンセンサスが不足しておる。それがあつたならば、何も年末だけに毎年こういう事態が起こらなくても済むはずだ。一体、日常の労使のコンセンサスはどうかおるのか、その点を少し承りたいのです。

○北政府委員 仰せはまことにごもっともに思つております。私もいたしまして、こういう問題のうち年末突発の問題もございまして、いま先生があげられましたはかにも年末手当でありますとか、いろいろこの時期突発の要求となるものもございまして、確かに御指摘のように、何も年

末にかけなくともいいような問題も多々あるわけでございます。こういった問題を含めまして日常組合との意思疎通を密にするということにつきましては、それなりに私も努力をしておるわけでございます。従来そういうものとして団体交渉でありましたか、あるいはいろいろな意思疎通の機会がございましたが、近年そのほか労使懇話会と申しますかそういうものも設けましたし、それからこの春四月から、現場におきまして折衝ルールというものを、協約を結びまして実際にこれを動かしておるというような、いろいろな具体的な手だても新たに起こしまして、そうして日常の意思疎通につとめておる次第であります。

であります。これは労使両方の問題であると思ひますけれども、残念ながらそこで若干の問題は解決いたしました。やはり年末でありますとか、あるいは春でありますとか、そういう時期に問題の解決が片寄るふりに現実になっております。これについては私も大いに反省をしておるわけでございます。将来そういう問題ができるだけ少い時期じゃなくて、一年じゅうほかの時期たくさんあるわけでございますから、解決の時期というものを一定の時期に片寄せないようにならねばとてまいりたい、かように考えております。

○阿部(未)委員 聞くところによると、何か十一月の二十一日からですか時間外労働協約がなくなつて、それから物が非常に滞留しておると聞いておるわけでも、しかしこの状態が二年も三年も続くとは私は考えられないのです。いずれかの時期には決着をつけなければならぬ問題だと私は思ひます。物がたまつて国民に迷惑を及ぼさなければならぬ問題の解決ができません。それなら十二月段階で解決できるものならば十一月段階だつて解決の可能性はあるはずだと私は思ひます。その辺の努力をなさるにしまして、滞留を生じて世論が非常に起こってくる、その中で解決をするというふうな考え方が、そのほうが解決しや

すいというふうな考え方が当局にあるとするならば私はたいへんな間違いで、いずれかの時期に解決せぬならぬものならば、十二月の十日で解決できるものならば、十一月の二十日だつて解決はできるはずだ。そういう努力は一体どういふふうになされてきたのか。おそらく私は、全通といえども要求を出して翌日から直ちに時間外労働協約を破棄して実力行使に入つたものとは思へません。かなりの期間を置いて話し合ひの時期はあつたものと思ふ。その時期をずっと漫然とじんせん日を送つて、そして滞留を生じて、それからでなければ本腰に取り組まないという当局の姿勢に私は非常に問題があるように思ふのですが、どうでしょうか。

○北政府委員 秋季年末闘争というものが、現実に夏の間にも構想をされるわけでございます。それに基きまして組合側の要求が出そろいます。そののがおむね十月の終わりもしくは十一月の初めでございます。その時点から、その各個の問題に對しましていかに対処するかというところにつきまして、私も内部でもいろいろ打ち合わせをいたします。また組合とも折衝をするわけでございます。その中で、御指摘のように郵便が十一月の終わりからふえてまいります。したがういして、それまでに話をつけるということで私どもとしては毎年最大の努力を払つておるわけでございます。現に、御承知かと思ひますが、昨年はそういう経過で十一月の二十六日に妥結をしたわけでございます。本年は、要求事項の内容等からいいたしまして残念ながら今日なお解決を見ない、こういう状況でございますが、御指摘のように早期に、年末時にかかると前に解決をするということ、今後とも努力はするつもりでございます。

○阿部(未)委員 いまいみじくも局長から話がありましたが、秋季年末闘争といふものを組合は予定をする。これはまあ解決を目途にしてそういう予定をするのでしよう。たとえば今度の危機突破資金の問題にしても、いわゆる公共企業体の労働組合が十二月の四日を何か実力行使に設定をして、

それまでに解決をしたいという意欲で両方がやつてきて、若干時間切れにはなつたが、しかし十二月の四日に危機突破資金については一応の妥結を見て闘争が終結をしたといふふうに私も理解をしておるわけですが、そういう問題からあわせて考えますと、秋季年末闘争といふものは、いわゆる組合の側としては当然予想をしてスケジュールを立てておるものなんですから、それが秋季年末闘争に入らなくて済むような手段を講ずるのが当局の責任だと私は思ふ。

大体、かねてから私は思ふのですが、郵政当局はここで御答弁なさるときは非常にいい答弁なさるのですけれども、日常の努力に欠けておるようになつておるのではないのです。まあ、委員長よく御存じに思ふのですが、私はかねてから人事局長に、郵政の労使に非常に大きな不信感がある、それを除去するのが基本的な問題ではないかということ、その口がすっぱくなるほど申し上げてきたし、そのことについて人事局長も、まあそういう点もあるといふことで努力をされてきたことは私は正直に認めます。しかしその努力が、努力をしたといつても十の力を全部出し切つて努力をするのか、一か二努力してこれだけでございましていかたにいうことになると、これは努力のしかたにもいろいろ問題があると思ふのです。

たとえば、私はかねてからあなたに職員の処分の問題についてずっと申し上げてきております。職員の処分の末端の管理者の一方的な判断によつて、恣意的になされることは労使の不信感をますますつづけるものであるから、明らかにストライキ等に参加をしたといふふうな場合を除いて、職員を処分をするような場合には、その本人なりその他関係者の意見を十分聞いて、それが管理者の一方的、恣意的な処分であるかといふことを判断できるような措置を講ずべきであるといふことをもう三年か四年前にあなたに申し上げたわけですが、それであなたは、そのことを検討してそういうものをつくりましようといふことを約束された。今日に至るもお私はそういうものを全

然見せてもらつていないのですが、今度の年末闘争の中でも一つの大きな問題は、そういう管理職にある者の恣意的な処分によつて感情的に反発をする、そういうものもかなりあらわれておるようでございます。それから三、四年たつのに、一方的な処分をやるということについてもう少し公平な処分ができるような措置を一体なぜ講じられないのですか。そういう点で、私はあなたの熱意になお欠けるものがある、当局の熱意に欠けるものがあるように思はれてならないのですが、どうでしょうか。

○北政府委員 先生から御指摘ございまして、私もそういうふうに努力しますと申し上げましたのは、事実の有無の問題だつたと思ひます。処分等をやり出す場合には、これが公正に行なわれるかどうかという問題は、私、二つあると思ふのでございまして、一つはどのよう方針でやるか、ものの見方でございます。いま一つは、その方針の中へとらえられるべき事実の認定の問題、この二つがあらうかと思ふのでございまして。前者につきましては常々指導をしておりますので、公正なものさしでもつてものを見ておる、こういうふうな考えをしております。それから、それにはまるような事実につきまして、局のほうで、管理者側のほうで事実があつたといふふうに認めまして、本人が事実がないといふふうな問題が聞かれます。そういう場合になるべく本人の見解も聞けというお話でございます。それは聞くようにつとめますというところで、現につとめております。

まあそういう経過の中で、最近では、やつたことについて始末書を出してくるような職員もございします。それから聞くことに対してすなおに返事をする職員もございしますが、こちらで多くの者がはつきり現認しておることにつきまして全然そういう事実はないと言ひ張る者もあるわけですが、こゝろいつた人たちとその事実の認定について話を合はせて処分をする、これは不可能だ、こゝろいふに考えておるわけですが、そういう意味

合いにおきまして、先年お答えしたことは徹底させておるつもりでございます。

○阿部(末)委員 大臣は新任ですけれども、運輸のほうにも経験があるわけですから、大体似たような労使関係でおわかりと思いますが、実は郵政において職員が処分をさるる場合、普通事務上の事故を起こした場合には、その事実が事実書とかいふふうなものを徴して、その事実があつたかどうかを明らかにして法に照らして行政処分を行なう、こういう手続になつております。労働運動に關する場合にそういう手続を省略して、一方的にいわれる管理職が現認をしたということによつて処分が行なわれてきたわけでございます。

これが事実関係について、いま公制審の答申なりそれからILOの勧告等もありますから、ストライキの是非についてきょう論じようとは思いません。明らかにストライキ等に参加したというふうな場合には、いま局長も言つたように、これは事実の認定においては誤りがないわけでございますからその処分については別といたしまして、Aなる職員が管理職に暴言を吐いたとか、あるいは管理者の指示に従わなかったとか、そういうゆゑをもつて膨大な処分が行なわれておるわけでございます。ところが事実を調べてみると、むしろ管理職のほうに感情的に職員を挑発をするとかそういうことを行なつて、そして自分の言うことを聞かない者を恣意的に処分をするという傾向が郵政の部内において非常に多いのでございます。私はかねてから申し上げておるのですけれども、たとえ尊属を殺したような極悪非道な犯罪者でも、本人に説明をする機会を与えられる、さらに第三者の現認というふうなものについては非常にそれが尊重される、これが裁判所が判断を下す基本になるはずだ。ところが郵政の場合には、労使関係というのは本来使用者の側と労働者の側が対立しておるのです。その一方の使用者の側の認定だけによつて労働者を行政処分にするというところは片手落ちになるから、まず本人に説明の機会を与えない、同時に片方の側、労働組合

の側に処分をすべき理由があつたかどうかについても調査をしない。私はその結論が、意見が必ず一致するとは思いません。しかし国鉄の場合にはそういうものを調査する機関が労使の間にあつた。私は思うのですけれども、郵政にはそれがない。全く一方的な処分になる。そうすると、本人は全然自分自身に当たらぬことによつて行政処分を受けるから、当然抵抗をし反発をする。そういうものが郵政省の現場の中に相当蔓延しておる事実は、これは否定ができませんのでございませう。したがつて、私はかねてから人事局長に、そういう暴力行為があつたとか上司の指示に従わなかつたとか、そういう個々の処分はわたるものについては、本人の説明の機会と、相手の側の言い分も聞いて、それを集めて、管理者の言い分と相手の側の言い分を聞いた上で公正な判断を下すような措置をとるべきであるということをずっと申し上げてきたのです。この点について大臣はどうお考えになりますか。

○原田国務大臣 阿部委員のお尋ねでございますが、使用者側と被雇用者というものはその立場が、いま対立的にある、こうおっしゃいましたが、それは労働組合法とかいろいろな問題がございまして、そういうことで対立という見方もございまして、けれども、私は本来は、一つの仕事に、管理者の立場とそれから被雇用者という立場であるけれども、一体となつて初めてその業務が円滑に遂行でき、いわゆる国民へのサービスという形が円滑に行なわれる、こういうことだと認識をいたしておられますから、本来さういふ、いまおっしゃつておられるようなことが起こらないようにつとめていかなければならぬ、これが私の考え方の根本にございませう。しかし人間のことでございませうから間々いろいろな問題が起こりますが、いまおっしゃるやうに、そういうことでひとつ郵政省の中でもさういふやうなときに何か起こらないやうな具体的の方策が考えられないか。人事局長に、おまえさんに前から話してあるじゃないか、こういうことでございませうが、これはやはり私就任日も浅うございまして、現場でどのようなことがあるかといふことを具体的な問題になりますと、いま即断して、こうだとお答えすることはできませんけれども、抽象的な答えになりますけれども、いままでさういふことが懸案になつておる、こういうことでございませうれば、この問題について事務当局側によい考えがいかんかといふことを、早くさういふことで解決していくやうにいい道を考え出すやうに奮闘をいたしたいと思ひます。

○阿部(末)委員 そこでさういふ具体的なことになりませんが、郵務局長、見えておるさうな、きのうぐらゐまでのところで、一体全国の滞留郵便物はどのくらいになつておるのですか。

○石井政府委員 お答えいたします。十二月の五日現在の数字で申し上げます、全国の通常郵便物の滞留状況は千八百四十七万通、小包が十七万一千九百個というふうな数字になつております。

○阿部(末)委員 郵務局長のほうのお調べでも約二千万の郵便が滞留しておる。これはいままでの年末の滞留の例に比べて十二月五日現在でどういふ数字になりますか。

○石井政府委員 過去の年度の郵便の滞留の一番多かったのは去る昭和四十五年の年末のときでございまして、このとき約八百八十八万通の数字があつたわけでございます。いまはもう少しよりはるかにオーバーしておるわけでございます。

○阿部(末)委員 大臣、貯金法の一部改正も大切ですが、先ほどから申し上げておりますやうに、きのう現在で過去に類例を見ない二千万通という郵便が滞留しておるんです。

この間私は公害対策の特別委員会でも郵務局長とよく話をしたんですが、東京から大阪に届ける郵便を翌日配達したいということで、夜間の航空便を利用して、このために大阪の飛行機の発着する地域の人たちは夜眠れないというふうな状態にあるんです。いま郵政省が郵便を東京から大阪に翌日配達をするということ、そのためにその付近の方々が神経衰弱になるやうなつらい思い

をしてもなお郵便を早く届けたいという意欲のある郵政省が、今日二千万通、日数は聞いておりませんが、おそらく五日から六日ぐらいの遅配になるのではないかと思いますけれども、年末のいろいろな商用の多いときにこういう状態になつておることについて、どういふ措置を大臣はおとりになるつもりですか。先ほどちょっとお話がありましたが、もう少し具体的に、いつごろまでにはさういふふうに解決をしたいのだというぐらゐな熱意を示してもらいたいと思ひます。

○原田国務大臣 私が就任をいたしまして一番気がなつたことは、いまお尋ねの、いろいろ郵政省の業務というものはすべて国民に直接サービス機関として直結しておる。いまの郵便貯金の問題もございませうが、年末の郵便物がいままでにない滞留ぶりを見せておる、こういうことでございまして、これはいかぬというので、その原因は何かといふことを事務当局の説明の際には聞いております。それが、冒頭にお尋ねになつた問題がその中に一つの大きな問題として横たわつておるというところを把握をいたしておりますので、早くその問題について、私が就任をいたしましたからといつて長い長い懸案のものが一ぺんにすべてふつ切れるといふことはなかなかそれはできかねると思ひますけれども、少なくとも前向きに熱心に取り組んで、そしていまのかつてないやうな滞留というものは早くなくして、皆さんが新聞を見られて、きよりは千百万通も滞留しておるか、あるいは千五百万通にもなつたとか、事実、議員の皆さん方、国民の間で一番多く郵便物を交流される方々、国民の間で一番多く郵便物を交流される方々じゃないかと思ひますが、そこにも具体的な問題としてあらわれておると思ひますから、それを可及的すみやかに解決するためにいふことで、それだけの当局を私は奮励をいたしております。したがつて、努力をいたすことによりまして、いままでの組合側が申しておること——組合側も自分たちの要求をするには私はそれがいかぬとは申し上げませんが、お互いに努力をして解決のめどをつけて、可及的すみやかにいまの御指摘の滞

留問題というものを解決して、これから年賀状が
一番問題になってきますが、年賀状が必ず正月に
着くであろう。それからいよいよ小包の問題がありま
す。この小包の滞留といふようなことは、これは
わがほらだけでないし、運輸省関係で列車がと
まると必然的に小包がとまるという事でござい
ますが、これらのこの解決を、けさも運輸大臣
に先ほど会いましたときに、あなたのところにな
くならんだからうちもすぐにやらしてもらいま
すというのを具体的に連絡をいたしておきまし
たが、督促をいたしまして解決の道をはかつてい
きたい、このようにことをやっておきたいこと
をお答え申し上げます。

○阿部(未)委員 どうも大臣を責めるのは少し酷
なようですが、さつきも申し上げましたように、
十一月二十一日からこういふ事態が起こることは
予想されておいたわけですが、したがって、普通の
場合ですとそういふ事態が起こる前に、あるいは
起こってからでもなるべく短い期間に決着をつけ
ていくというのが常識なんですけれども、すでに
これは二週間以上になるわけでございます。しか
も史上最高ということになっております。

私は、その原因は、さつき申し上げたように
使間の不信が一番大きい原因だと思ふのです。そ
の使間の不信は、最近、一昨年ですか、一二・一
四の確証とかいって郵政省と労働組合の間にい
ろろ不当労働行為の問題等について確証が行な
われて、少なくとも私は本省なり郵政局の姿勢は
かなり変わってきたと思つておるのです。しかし
端に行きますと、まだ——いまさらほじくり出し
たくないのですが、かつて郵政省がとつた政策
で、いわゆる全通の組合の言うことを聞かない職
員をつくる、こういう方針が、全通の言うことも
聞かないが管理職の言うことも聞かない職員がだ
いぶ生まれてきておるようです。そういう敵視政
策が今日なお末端では続いているように思われ
る。それは単に使間の不信だけではなく、われわ
れに対しても非常な不信感を持つておるようで
ございまして、私は過ぐる四日にいゆる生活危機

突破のストライキが行なわれるということな
で、通信委員でもございまして、深川の郵便局
に現地に調査に行つてみました。朝七時から行き
ましたから非常に寒いときでございましたけれど
もしばらく外で様子を見て、それから局長にも
いろいろ聞きたかったので、局長に会いたいとい
うことを申し入れをしたのです。それから三十分待
たされました、いま本省と連絡中でございます
からもうしばらくお待ち願います。さらに二十分待
たせられまして、あの寒風の吹きすさぶ中で五十
分待たせられまして、やっと局長さんにお目にか
かれる、こういう状況になっておるのですが、一
体私も国会議員が、現場に行つてどういふ状況
だろうかと、いろいろ面々の言い分も聞いてみた
し、問題点があるならばひとつ国会の場でも解決
をしていきたい、そういう期待をもつて現場に臨
んでおるのに、一々郵政本省の指示をいただか
なければ国会議員と局長が会うこともできない、こ
ういふ不信感が現場にみえなきておるわけで、こ
れは大臣は新しいからわからないと思ふのです
が、人事局長、どういふ指導になっておるのだ
か、ちょっと聞かしてくれませんか。

○北政府委員 当日、深川はストの拠点局であ
つたのではなからうかと存じます。御承知のよう
に、ストの拠点になりますと欠務が非常にたくさ
んあるわけでございます。業務を回すとか、あ
るいは中には就労する人もあります。そういうた
場合、局前でビケがある場合が多うございしま
して、ビケの中で就労者を就労させるというよう
ないろいろな問題もございまして、こういう問題に
はえてしてトラブルも起こりやすいということで、
一言で申し上げれば現場は非常に緊張しておる、
こういう状態であつたろうというふうに思ふので
ございまして。

そういう場合、先生方がお越しになるとい
うことが事前にわかつておれば、これはそのときど
うとうといふことはなかつたと思ひますが、おそ
らく当該局としては突然であつたのではなからう
か。突然お越しになりました場合に、別に本省に

意向を聞けとかそんなことは何も言つておりませ
ん。その場合、はたして本省へ聞いたのかどうか
も私は全然存じませんが、そういう指導は別にし
ておりませんが、そういう緊迫した事態の中で
先生がおいでになる。先生が単独でおいでになる
のか、あるいはまた現に闘争しておる組合の執行
部の連中もついてくるのか、いろいろどういふこ
となんだという事で、おそらく当該局としては
組合の執行部に聞いたりなんかしておつたのでは
なからうか。

そこでもう一つ、先生がおいでになる場合、そ
んなことは絶対ないわけではございませんけれども、
そういうたつき従う連中がございまして、何かそ
ういふところからいろいろまたトラブルが発生する
というふうなことが万が一あつてはならぬとい
うふうなところから何か配慮したのではなからうか
と存じますけれども、要するに本省なり郵政局と
して、そういう場合にどういふ、あるいは聞け
とかいふことは別に言つておりません。判断に余
るときには当然郵政局にもものを聞くと、思ひま
す。特段のことは指導しておりません。

○阿部(未)委員 人事局長も知つておるうちに、
私は大体おとなしいほうですから事を荒立てない
ほうなんです。したがって、行つたときに申し上げ
たのは、私は衆議院の阿部末喜男という者で、
通信委員会に所属をしておる、したがってきよう
こでストライキが行なわれて——現にまだ七時
ちょっと過ぎですからね。官庁執務の出務者なん
かはまだ入る時間じゃないのですよ。その時間
で、後ほどまた申し上げますが、そこで、このス
トライキの問題についていま門前でもいろいろト
ラブルが起こつておるようだし、局長にも会つて
いろいろ話を聞きたいので局長に会いたいのだと
いうことを、私は個人で、あそこに来ておつた郵
政局という腕章を巻いたのに言つたわけですよ。そ
れが中に入つていって、そしてしばらくお待ちち
ださい。それで三十分待たした。三十分待つてか
ら、まだ話がかぬのかと聞いたら、いま本省の
ほうに連絡をとつておりますからとまた二十分。

五十分待たしたあげく、局長がお目にかかりま
す。上がつていいたら、局長は局長室で一人でお
茶を飲んでおりました。それでいろいろ局長と話
をしました。これが国会議員に対する態度です。
いわゆるそれは基本的に労働組合を敵視する、そ
の労働組合、全通と仲のいい社会党の議員を敵視
する、こういう思想にずっとつながつておると私
は思ふのです。だからほくも入れてくれな。そ
ういふ点はあなたは何ならあとで聞いて合はして、
なぜ私がそれだけ事を分けて、通信委員会所属の
衆議院議員として現地を見たいのでやつてきた、
局長に会いたかつたのを、五十分もあの寒風
の吹きすさぶ中に立たしておつたのか、責任を明
らかにしてくれませんか。

○北政府委員 私どもとして、私どもから現場末
端に至るまで、特定の組合を敵視するというよう
なことはさらさらないわけでございます。ただ当
日はストといふことでありまして、いわば組合の
ほうから団体として勤務を提供しないという手段を
もつて当局に対抗しておるその当日であつたわ
けですから、そのときの現象は、これはある意味
では敵対関係であつたのではなからうかと思ひま
す。ただ、先生をその場合五十分間お待たせした
という事情につきましては私つまびらかにいたし
ませんので、よく調べましてお答えを申し上げた
い、かように思ひます。

○阿部(未)委員 そこで、いまの問題は、私はあ
なたをいま特段責めようとは思ひません。しかし
あなたが特定の労働組合を敵視しておりませんと
いうならば、昭和三十六年ごろから郵政省がとつ
てきた全通に対する政策は、明らかに労働組合無
視、労働組合敵視、全通の言うことを聞かない組
合員をつくるという方針で一貫して流れてきた。
それが新しい管理者方式でそれを変更するといふ
ふりな経緯があつたわけですから、そこは私はい
ま論争しようとは思ひません。
さて、そこで現実にとつた問題として、まだ
八時半にはど遠い七時半から八時ぐらまでの段
階で、今度は黄色い腕章を巻いた人が、ちよつと

数えてみて三十人ぐらい。組合が門のほうから外側に向かってビケを張っておる。向かって向こうから、これは深川郵便局という腕章だったと思ひますが、そういうものを巻いた者がたくさん来ておるわけですが、そこであなたはどの局ですかと聞いたところが、私は下谷の局とか、私はどここの局です。役職は何ですかと聞いたら、主事ですとか課長代理ですとか、みんなこう言うわけですから、そこであなたに郵便は滞留してないのですかと聞いたところ、いや、滞留して困っておりますというわけです。自分の局に郵便が滞留しておるのに、まだ勤務時間にもならない前にその局にやってくる、組合と押し合いへし合いもみ合っておる。これは一体、国民が期待をしておる郵便を早くはかそうという郵政省の姿勢と、末端のいわゆる関係はどういうことになるのですか。

そういうひまがあるなら、ああいう人は超過勤務でけつこうでしよう、そのほかできるものでしょうから、早く行って自分の局の郵便を一通でもはかせればいいじゃないですか。それを自分の局の仕事をおぼろげに出て、わざわざ深川の局までまだ朝早い時間に出て、どうせ勤務時間がなれば職員は出てこないものをやんさんやんさいって、あの門のところで押し合いへし合いして、公衆が一ぱい立って見ておるのですよ。何とまあ郵政事業のぶざまな私は情けなくりましたよ。何でああいう連中が自分の局署を捨てて、自分の局署に郵便の滞留がたぐさんあるというのによその局まで押し合けていってわつさわつさやらなければならぬのですか。あれはどういう指導をなさっているのですか。

○北政府委員 いずれの場合でも、どこかの局が拠点になるというようにありますから、その局にはもちろん労働力がないわけですから、あるいは激減するわけですから、非常な業務の停滯が起くる。あるいは中には就労する者もあります。そういう場合、いろいろトラブルも起くる。平常の管理者の教あるいは能力だけではとても処し

切れないというような場合に、近隣の管理者を応援させるというものであったのであらうと思ひますし、そういう指導はいたしておられます。そういう場合、そういう管理者を出す局自体郵便が詰まっていたのではないかと、ごもっともでございます。これまた常に滞留を少しも少なくするといふことももちろん片一方では重要でございます。しかし、その近隣局から応援した連中と申しますのは、おそらく郵便課や集配課の連中ではないか、かつらうと思ひわけございまして、それ以外の部署にあるという人たちが、やはりどちらが大事かという観点からそういう拠点局に応援させておる、こういうふうに思ひます。

○阿部(末)委員 拠点局で事務量が激減するだらう、あるいはその集配が停滯するだらうから、その応援にかけつけた、事務処理をやった、そういう内容なら私はある意味では適切な措置だったかも知れないと思ひます。行っておる連中はそういうことではないのです。何をしておるかという門のところでビケを張っておる組合の連中とぶち当たっては押し返され、ぶち当たっては押し返され、私が見ておる五十分間そういう行為をずっと繰り返しておるだけなんです。すると早く言えば、組合が力をもつてビケで阻止しておるから、あなたの方のいう管理職なるものもまた力をもつてそれを破ろうという、そういうことにしかならないのであつて、しかも一般の職員は大体出てくるのが八時から八時半ぐらいのようでございます。その時点を見ておりましたら、深川の警察が来まして、何ということはない、ずうっと入りたい職員はみんな入って仕事をしたわけです。深川の警察が出てきて就労したい職員を入れた。そうすると一体その入れるまでの間、何のためにあそこを集まってる、何のために大騒ぎしなければならなかったのか、私は全然事情がわからないのです。なぜあそこによその局の職員が集まってるわつさわつさ組合と押し合いへし合ひやっておらないければならぬのか、それで、やるのならもう警察は来ないのかと思ひましたら、八時半ごろで

したか——これは紳士的でしたよ、機動隊でなく普通の警察官が来て、そして通らしてくださいというところで、何のことはない、就労したいという職員はずっと中に入って就労したわけです。それから七時から八時半近くまでに至る間、よその局から来た連中は何の目的で来て何をしようとしたのか。全く組合と押し合いへし合ひするためにあそこを動員されてきたにすぎないじゃないですか、そういう実況なんです。これはどういふことになっておるのですか。

○北政府委員 私も今日の深川のその時点の状況というものはよく調べてみます。いまは存じませぬ。ただ、推察いたしますに、やはり八時前の出勤者もあり得るわけでございます。八時になればたくさん出勤者があるわけでございます。そういう場合、おそらく当該局でストに参加したため、就労しようという者があつたんだらう。そのための道を開くために、ビケ隊にそこをどけという行動、あるいは職員でなくとも、郵便を積んだ車、運送便がそういう時間帯にやはり出入りがあつたんじゃないだらうか。むしろ運送便の場合、自動車はそういう門の直前まで来るということではなくて、どこかで状況が開くのを待って待機しておつたんではないか。そういう運送便、それから出勤者、こういう人たちが、あるいは物がビケのために入れないという状況を、その人たちが啓開すべく、開くべくつとめておつたんではないか。こういうふうに思ひますが、詳細調べます。

○阿部(末)委員 私は非常に感心したのですが、やはり労働者というものはそれぞれ責任を感じておるようでして、運送便が来まして。私が深川の局で見た限りでは自動車はずっとスムーズに入りは何のために来たかというならば、ビケと押し合いへし合ひするために来たにすぎぬような気がしたのです。これはどういふ指導をしておるのだらうか。とにかく早く集まってるわんわんやれ——それでは管理職なる者が中に入れないのか

という人を入れるのですよ。門の外におつた者に、私はこういふ者だから局長に会いたいと言つたら、ずうっと入っていつて連絡に行つたんですから、管理職なる者は自由に出入りができるのです。最近三、四日前に深川の局に何か次長というものをあらためて任命したんだと申す。見ておると、それが先頭に立って、こうやってこういふわけですよ、入れろとかんとか言つてね。けんかしに行つておるようなもんです。ごろつきとごろつきがけんかししておるようなもんです。見ておりますとね。全くめんどうしいたら限りがない。しかも、それがあなた方が言う業務の確保なり業務の運行に大きい影響を与えるものであるならば、私はそれなりにあなたの方のおやりになったことを認めます。しかし何にもならない。マイナスになつてもプラスにならないようなことを、七時から八時半まで、実に一時間半にわたつて繰り返しておる。そうして八時半ごろでしたか警察が来て、みんな入つた。そのあとは何ということはない、それで終わります。付近の局から来ておつた連中は、ぼくが見ておつた限りでは自分の局に帰つたようです。それなら七時から八時半まで一時間半だけ、全通のビケと押し合いへし合ひするために、あそこにくる皆さんの金を使って動員してきたんだらうと思ひますが、あなたは、それはおそろしく郵便課とか集配課とかの職員ではないでしようとかんとか言つていました。私が見た限りでは郵政局から派遣された職員でも郵便を一生懸命区分したり、応援に行つてやつておるでしよう。郵便課、集配課の職員でない者は郵便を扱つてはならぬというようになっておるなら、その辺もちゃんと聞かせておいてください。

○北政府委員 そういう拠点局等へ人を出します場合、あるいは拠点でなくとも非常に荒れておる局、業務が停滯して荒れておる局、こういうところへ人を出します場合に、大分分けて二つ部類があるわけですね。一つの部類は、その、たとえば窓口の人がいなくなるということでは困りますから窓口応援をやらせるとかあるいは内部の

大事な書留とかいろいろなものがございす。あ
るいはある程度のさばきをつけなければいかぬと
いうような仕事もございす。窓口、内部、そう
いったいろいろな事務をやらせるための業務応援
というグループがあり得るわけでございます。い
ま一つのグループは、やはり先ほど来申し上げてお
りますように、運送便の出入、それから就労者の入
局、その他いろいろな状況の中で、やはり最低限
秩序を維持するという必要もあるわけございす。
そういう関係の要員、大きく分けてこの二
グループの要員というものが原則的には必要に
なってくる、こういうふうに考えております。

○阿部(未)委員 いろいろ考え方もあるかも
わかりませんが、今度の四日の場合でも、たとえ
国鉄等は事前に、もうあしたはこの列車とこの列
車は運行できませんということを国民の前に明ら
かにして、国民は不自由ではあってもそれなりに
それを忍ぶ、そういうような状況になっておるわ
けですね。ところが郵政の場合には、いまおっ
しゃったように、最小限の業務を確保するため
とかなんとかいうような名目で、あの門前で押し
合いへし合いやっておるわけですがね。あれを
やって一体どれだけの業務の確保ができたのか、
やらなかったら一体どうなるのだからというこ
とを私は考えてみました。あれはやってもらな
くても同じだったと私は思うのです。八時半には、
就労したい者はちゃんとみんな中に入って窓口の
業務をそのまま開いたわけですからね。郵便集配
の最小限の確保もしたわけですから。だから私が
言うのは、七時から八時半に至る一時間半、何の
ためにああいうことをやらなければならぬかとい
うことなんです。それをやったことによつて、
あなたは効果があると思っておるのですか。

○北政府委員 あまり具体的なことは——非常に
概括的で恐縮でございますが、四日の場合でも、
当日ストの拠点になりました局で、午前中の予定
された出勤人員のうちの四〇％は就労いたしてお
るわけでございます。そういう就労者が全国的
におるといふこと、それからやはりその時間帯に

当然運送便の出入りがある。これはやはり入り口
を確保することによりまして運送便の発着が可能
になる、こういう状況、こういうたものが確保
されたという効果は確かにあったというふう
に思っております。

○阿部(未)委員 あなたは力でもってピケを破
つて運送便を入れるとか——深川の場合には力
で破つたのじゃなくて組合が自主的に運送便を入
れたね、見ていたんですから、私が、力で就労
する職員を押し込めようとか、そのために何十人
という人間を連れてきておるようございすけれ
ども、そういう力によつて組合とけんかをしよ
う、やり合おうというものの考え方が私は間違
ておるのではないかとおもうのです。たとえば、あ
なたお聞きになつていかうか知りませんが、あ
十一月の二十日ですか、九州のある県の拠点で
す。ここはピケなど張らずに、組合員が自主的に
全部ストライキに参加したわけですね。ところが
が、その中で三名か五名か知りませんが、郵政省
の管理職のほうで、組合に言わせるとバクつた
というのです。無理に連れていった。が、まあ、本
人たちはどうかわかりませんよ。本人たちの意思
だと、おたくのほうはこう言うでしよう。そこで
組合のほうは、ほんとうに本人の意思で就労する
気になったのか、まだ時間前ですからね、それと
も無理に連れていかれたのか本人たちに会つてそ
れを確かめたいから、組合の代表一名と本人たち
とを会わしてくれというのを申し入れた。ところが
が会わせなかった。会わせなかったためにどう
なつたかという、もう一つ拠点を追加したんで
すよ。一局のストライキで済むはずであったのが
二局に広がつたんです。これは、力によつてあ
なた方が何とかやろうというところが、結果的には
一つの局で済むはずだったストライキがさらに拠
点が追加をされて、二つの局でストライキが行な
われた。こういう事実があるのを知つております
か。

○北政府委員 そういう事実は実は存じません。
ですが、やはりそういう人たちのところへ、緊
迫した状況下に、その説得ということでも、一応
その時点において反対の立場の人が入るといふこ
とは、そこにやはり不協の事態が生ずる可能性も
ないではないというふうな判断であつたのではな
かろうかというふうに思ひます。

○阿部(未)委員 あなたは大事なところのほうを
お答えになりませんが、私が言つておるのは、そ
の説得といふんです。話し合いをしてみたいとい
う場合は、だから不協の事態が起らないように
組合の代表一名がその四名か五名かおるところに
行つて会いたい、会つて向こうも立ち会ひで話を
したいと言つたのを、だめですと言つて断つた
わけですよ。そのために一局さらに指定が追加
をされて、二局のストライキが行なわれたわけ
ですよ。国民の立場からするならば、一体どうなる
でしよう。あなたの方の立場からすれば、たとえ五
名でも職員をストライキに参加させなかつたこと
によつて、その局長なり課長がえらい功績があ
るのかもわかりません。しかし利用する国民の立
場から見れば、ストライキに入るはずでな
かつた、拠点がなかつたところが追加をされて、
その局全体の郵便が一日完全に止まる、こういう
事態に起つてきておる。それを一体どう判断し
ますか。私は国民の立場から聞いておるのです
よ。

○北政府委員 それは拠点を追加がありますとい
うことがはつきりわかつておつたのかどうか、そ
れはそういうことと報復行為として、むしろ相手
方が報復行為としてそういうことをやったのだろ
うと思ひます。したがつて、そういうことを当局
側が予知しておつたというふうには思わぬわけ
でございますが、いずれにいたしましても、いま御
指摘のことは私具体的に存じませんので、よく私
なりに調べてみたいと思ひます。

○阿部(未)委員 調べぬでも調べてもそれはわ
かつておるのですが、はつきりしておるのですけ
れども、そういう事態が起こるといふことになれ
ば、あなたの方が力によつて最小限業務を確保しよ
うといふものと考え方は間違つておるのではない

かと私は言ひたいのです。運送便を力によつて
通し得るといふのがたいへんな間違ひで、それは
何といたつて労働者の数が多いのです。これは
初めから。全通だけで足らなければ、さらによ
からも連れてくるでしよう。そういうピケを力に
よつて排除して就労者を就労させようとか、運送
車を通そうとかいうものの発想が間違つておる。
むしろ、そういうストライキが起らないような
労務管理を行なうという基本的姿勢がなくて、拠
点になれば、そこには近所の局から管理者を動員
して、そのピケを突き破つて運送車を入れようと
か、二人か三人かの就労者を無理に送り込んでみ
ようなどという発想が郵便事業全体を国民のサー
ビスとして考えていない。労務管理があつて業務
がない、私はかねてそう言つておるのですが、そ
ういふ姿勢に私はつながると思ひます。

そして現地は、あなたの方が考えておるよりも
とそのことがきびしいのです。一人でもいいから
ストライキ脱落者を出す——業務の運行を確保す
るとかしないとかいうことではないのです。ス
トライキに参加をしない者を一人でも出し切つた
か出し切れないかということが局長なり課長なり
の管理職の能力につながる、そういう考え方をし
ておるのですよ。なるべくトラブルを避けて、そ
して可能な限り業務の運行を確保しようという考
えではなくて、業務の運行なんかそつちのけで
す。一人でも二人でもいいから、上局に顔の立つ
ように、ストライキに入らない人間をつくつてお
こう、これが大体いまの現場の考え方です。この
考え方ではないか悪いか聞きたいのです。

○北政府委員 先生のおっしゃいますように、ス
トライキが起らぬようなやり方をするのがこれ
が最上だと思ひます。ただ、不幸にしていろいろ
労使間が険悪になるといふ場合、それでもスト
ライキというものは、やはり御承知のように、私
から申し上げるまでもなく現在の法律でも禁止され
ておるわけですから、そういう場合、やはりス
トライキとかそういう違法行為はするなというこ

とも、これは言うほうが当然ではなからうかと考えられます。

○阿部(末)委員 ストライキをするなどというところまでいいのです。それを力によって押し破ろうというふうなものの方が無理ではないか。むしろ業務の確保というものを重点に考えて措置をすべきであって、いまあなた方がおやりになっておるのは、ことばの上では業務確保ということを言いますが、現実的には、いかにしてストを破るかあるいは何人かを就労させるか、ストライキに行かない者をつくるかということに重点が置かれて、業務の確保のほうに重点が置かれていない。その証拠には、役にも立たない人間が一時半何十人も深川の郵便局の前に集まって、わつさわつさやっておったじゃないかと私は言っておるのです。そういう状態が好ましいものか、それともそういう力があるのならば、それを滞留した郵便物をはかすために回すのが正しいのか、その辺の判断を聞きたいというのです。

○北政府委員 業務確保ということは、もちろんいかなる時点においても一番大事なことでござい

ます。ただ、ピケがあつて、そのことが就労者あるいは運送便の出入りに差しかえのもとになるという場合には、やはりこれを開くという努力は放棄してはならないというふうに思ふのであります。そのこと自体がやはり業務の確保につながるからであります。ただ、その場合の手段方法とい

まして、何も初めからゴリ押しで通路を開くということはしておりませんので、やはり事前にそこをあげないというふうな説得行為をやりますか、それでもなかなか聞かない場合に、力と申すか、要するに実際にあけるようにつとめるというところでございまして、何も初めから先生おっしゃるような力を用いようという意味ではございせん。

の言うように不測の事態ですから——両方とも好ましいことではないでしょう、不測の事態ですから、やむを得ぬじゃないですか。それを力でもやるというのならば、それはだめです。私は言っておるのです。初めから力で勝つわけはないです。勝たぬから最後におまわりさんに来てもらつたのでしょ。あれはおそらくそうだと思うのですがね。おまわりさんに来てもらつたというのは、力で勝たぬことを立証しておる。それなら郵政職員は郵政職員らしく、余力があるのなら滞留郵便物の配送にでも当たるべきだ。それをそういう人間を何人か集めて力で押し通そうとするから、ある局でそれは突破することができるかも知れない。そうすれば組合の側は、その次はもうとたくさんの人間を連れてきて、突破されないようにやるでしょう。ますます紛争が大きくなるだけであつて、対立が大きくなるだけであつて、一向に業務確保の面からは効果があるものではない。そういうことに重点を置くよりも、もっと一般的な業務の確保ということに重点を置くほうが施策として正しいのではないですかと言つておる。

○北政府委員 スト当日につきましてはやはり私の言つたようなことでございまして、むしろ説得

から始めますが、それでもどうしても聞かない場合には、おっしゃるようなやはり力を用いる。なお、みずからの力でもだめな場合には、場合によつては警察のほうを要請するということもあるわけでございます。しかし、こういう運配、滞留というものは、これはもちろんその解消を一日としてもゆるがせにはできないわけでございますが、現に千八百万通も積み上がつておるといふのは、一日二日のストで積み上がったわけではございせんので、先生も仰せのように二十一日から毎日積み上がつておるわけでございます。そういった全体の滞留という中で、これは当然近隣の管理者というものの、状況に依りまして、特に滞留の激しいところに投入するとか応援させるとか

ということ、これはむしろ一日や二日のストの場

合だけでなくて、もっと幅広く毎土曜、日曜というふうな、あるいはその曜日以外の曜日に置きまして、非常にたまたまた局あたりはそういうことで大いに近隣管理者の応援もさせておる、こういうことでございまして。全体としては、当然それらのほうに重点を置いておる、こういうことであります。

○阿部(末)委員 あなたの方のほうがそういう姿勢である限り、私は、説得をして最大限就労させるとかあるいは運送車を投ずるよう努力をしようということについてまで否定をするものではないと思いますが、あなたが最後に言つた、それでもだめなら力でもというその考え方は改むべきだということをおし上げておきます。これ以上もう論争する気持ちはありません。全く無意味だ。もしあなた方が力でも押し通すというなら、おそろく組合の側はそれに倍する力を持つてきて通さないという姿勢になるでしょう。労使の紛争はますます大きくなるだけであつて、一向郵便業務を確保するといふ上からは意味をなさないものだということだけはここで私は申し上げておきます。

それから次に移りますけれども、こういう労使間の不信というものは、特に郵政省が公労法の適用を誤つておるところにその原因があるのではないかと申すのです。

そこで、郵政省以外のところから意見を聞きたいのですが、労働省にお見えになつておりますか。——労働省にお見えになつておりますか。労働省というものは日本に私は一つしかないと思つております。したがつて、それが適用される場合に、Aの職場とBの職場で違った適用があるうとは思われません。そこで、電電公社あるいは日本国有鉄道なり——いまここで出た国鉄公社なり、それから専売公社等と同じ公共企業体等労働関係法の適用を受ける職場でございまして、これらの職場で団体交渉をする場合に、どういふ段階に分けて団体交渉をし、それぞれの団体交渉の場で、どういふ内容のものがいわれる協約として結ばれるかは妥結して話し合いがついておるか、

概略でいいですからお知らせ願ひたい。

○逓正政府委員 お答え申し上げます。

三公社五現業の労使間の団交の事項につきましては、公労法の八条に規定がございまして、その規定によりまして各当局と各組合とが話し合いをされるわけでございますが、どのレベルで団交をやるかということにつきましては、これは原則としては当局と各組合間の自由でございまして、それぞれ三公社五現業によりまして事情も異なつております。したがつて、どのレベルでどの程度のことをやるかということも、これはそれぞれ三公社五現業によつて差異があるわけでございます。これはあくまでも両当事者が話し合いによつてきめるというたてまえでございまして、私どものほうからとやかく申し上げる筋合いではございません。

なお、団交によつて協約を締結した内容でございまして、これも原則としては公労法八条に基づきまして交渉するわけでございますけれども、これも三公社五現業によりましていろいろ業務の内容その他に差異があるわけでございます。おのずから差異が出てくることも避けられないことだと思ひます。特に問題になりますのは、三公社五現業につきましては法定事項があるわけでございます。たとえば退職金等は法律で定められておる事項でございます。しかし、法律で定められておる事項につきましては、これは無効になるわけでございます。しかしながら、その法律の範囲内におきまして、法律によつて定められておる事項につきましても当事者が交渉すること自体は自由でございまして、実際に大きな制約を受けるというところもやむを得ないことだと思ひます。

○阿部(末)委員 私が労働省にお伺ひしたのは、現在国鉄公社なり電電公社なり専売公社なりで、それぞれのレベルでどういふものが団体交渉事項

として扱われておるかという実態をお伺いしたのです。どうなっていますか。

○道正政府委員 事項はたくさんございまして、たとえば基本給であるとか諸手当、退職金あるいは旅費の問題、労働時間、休憩、休日、休暇、安全、衛生、災害補償、あるいは団体交渉のやり方、苦情処理の方法、紛争調整の処理の方法、そのほか昇職の基準であるとか降職の基準であるとか、先任権の基準であるとか懲戒の基準であるとか、そういうことが事項としてはございまして。ただ、先ほど申し上げましたように、三公社五現業それぞれ同じ法律の適用を受けるわけではございませんけれども、業務の内容その他につきまして差異があるわけでございますので、その辺は両当事者が信頼関係を確立されまして、話し合いによっておきめいただくことを心から期待しているわけでございます。

○阿部(未)委員 それぞれのレベルですね。たとえば国鉄公社に例をとってみましょう。本社、本部門でいろいろものが協約として締結されるか。これは大体全体的に、公労法にいうところのものは全部含まれると思います。その次に、何というのですか、地方本部とそれぞれの局ですか、こういうものがあると思います。それから電電公社の場合にも、本社と本部、地方本部と通信局ですか、それぞれの支部とその対応するところの機関、そういうところを取りかわしておるいろいろな交渉事項があると思うのです。その内容はどうかっておるかというのです。

○道正政府委員 お尋ねの点も、三公社五現業によりましていろいろニュアンスの差があると思いますが、たとえば一例を申し上げますと、中央あるいは地域、地方、地区というふうに四段階に区分してそれぞれ交渉をやっているところもあるけれども、そうでないところもあると思います。いずれにいたしましても、どの程度の権限を下部の組織に与えるかということも関連するわけでございますので、この点も、どのレベルで一律にどういう内容の交渉をしるというふうに一がいに言うわけにはまいらないというふうに思います。

○阿部(未)委員 労政局長の答弁はきわめて抽象的で、私が聞いておる具体的な内容を一向答へないでございまして、しかし私はひよっとするとあなたより詳しく知っておるかも知れません。なぜならば、昇給の議長をしておりましたから、あなたよりもう少し詳しいかも知れません。

そこで郵政当局にお伺いしますが、郵政当局はかねてから、本省、本部の交渉を除いては、地方の交渉、いわゆる郵政局と地方本部、あるいは支那とそれに対応する機関の交渉で、基準法三十六条、基準法二十四条以外の団体交渉はないのだというふうな指導をずっと続けてきておったようございしますが、最近はどういうお考えですか。

○北政府委員 現場段階におきましては、御指摘のとおりのような指導を続けてまいりました。すなわち、そういうことについての協約締結権限しか権限の分配をしておらなかったわけでございます。それで、端的に言いますと、それではこの現場におきましてそれ以外に労使で話をする問題がないのかということでありまして、実はそれはそうではございまして、それ以外にいろいろな問題につきましていわゆる話し合いをするというところはあつたわけでございます。ただその話し合いが現場によつていろいろございまして、たまたま、非常によく話し合いをするところもあるけれども、あまり話し合いをせぬところもある。非常にむづかしい話をする。したがって、いわゆるその力関係というものが働いたりしてしまつて、むづかしい、こういう状況もございまして、そこですらういふことと違って、やはり団体交渉は一応その二つだけけれども、それ以外の話し合いにつきましても一定のルールをつくらうじゃないか。ルールの中できつと話をしたいというじゃないかというところで、これがごときの四月一日に労使協約でもって発足をいたしました折衝ルールというものでございまして、これによりまして、従来のどちらかという無秩序になりがちであつた話し合いというものの大部分を、この折衝ルールに編成いたしました。ルールの中で整齊と話し合う、こういう道を開いたわけでございます。この折衝ルールというものが現場に定着をいたしまして、労使間末端におきましても整齊たる話し合いができるというふうな実情ができました。ときには、現在の二つ以外に、この団体交渉の権限というものを特定の事項を限りまして現場長に付与してもいい、こういう腹を持っておるわけでございます。

○阿部(未)委員 労政局長さんにお伺いをいたしますが、話し合いというのはこれはどこにもあると思うのですが、労働組合を代表する者と使用者を代表する者とが話し合い、折衝といひますか、折衝というふうなものはこれは労働組合法のどこにあるのですか。公労法のどこかにございまして、

○道正政府委員 どのレベルでどの程度のものを話し合いするということとは、そういう内容のことを定めた法律の規定はございません。基本的な考え方といたしましては、当局も労働組合側もそれぞれみづから信ずるところに従つて、こういう段階ではこういう事項をしたいというふうに希望表明をする自由はあると思ひます。したがって、それは両当事者の話し合いによつてきめていくという性質のものと思ひます。

○阿部(未)委員 法制局に伺ひます。労政局長あまり勉強しないのですか、いま私が聞いたのは、折衝というものは労働組合法なり公労法のどこにそういう条項があるのですかと聞いたのです。が、あなたは妙なことを御答へなさいましたから法制局のほうに伺ひますが、法制局来ていますか。——いま私が質問したのと同じことです。折衝とは一体労働組合法なり労働基準法のどこに定めがあるか聞かしてください。

○道正政府委員 お答えいたします。折衝ということばは労働組合法あるいは公企法等労働関係法にはございません。これは事実上の

ものでございまして。ただ法律上ございまして、これは御案内のとおりでございます。団体交渉ということばがあるわけでございます。

○阿部(未)委員 続いてお伺ひしますが、それではその折衝というものが労働組合法なり公労法に定めがないとするならば、さつき人事局長は話し合いということばを先に使われて、あとで折衝ルールというものを使われたが、これは法制局、そういうものがあつたとして、それを履行しなかつた場合にどういう法的な拘束を持つものでしょうかね。

○道正政府委員 ただいまお話しした折衝でございますが、これは先ほど御答へ申し上げましたように、事実上の話し合いの問題でございます。これは特に法律的な拘束力あるいは契約的な拘束力というものが出るものではございません。

○阿部(未)委員 私もそう理解をしておるので、そこでさつきの人事局長の意見は多とするのです。いわゆる話し合いから団体交渉に移していきたい、こういう御答へでございましたね。そうじゃないのですか、ちよつともう一ぺん。

○北政府委員 そういふつもりではございませぬ。端的に申し上げれば、先生御了解の話し合いという事実状態、これは別にこれまではその間何ルールがなかったわけでございます。ルールと申しますのは、労使間の協約というものをささえておられたわけでございます。事実上組合がある問題を持つてくる、これに対して当局側が答へる、こういう事実上の話し合いというものが話し合いであつたわけでありまして、それはそのまゝにしておきまして、さつきも言いましたように現場でいろいろむづかしく出てくる、あるいは端的に言ひまして組合が非常に強い場合には押し込まれて不要なことまで話をする、それから組合側の力が弱い場合にはろくろく話もよせぬ。その他問題のないところでは話もなかつたでございまして、いろいろむづかしくあつたわけでありまして、そういう一種の無秩序といひますか、そういう

状態に意思疎通をゆだねておくということが必ずしも感心した状態ではないというので、その話し合いというものの大部分を、秩序ある状態に置こうということ、ここに法律でも何でもございませんけれども、労使間で約束すなわち協約を結びまして、折衝ルールという中で数十項目の問題を取り上げていく、こういうふうにしたわけでございます。したがって、これはよいこと、これもいけません、これに反すれば協約上まづいということになるわけでございます。ですから無秩序だったものを労使間の協約によって秩序立てたのが折衝ルールだ、端的に申しましてこういうことでございます。したがって、そのこと自体の団交ではございせんから、団交ではないという協約なんぞでございます。あくまで折衝ルールという、折衝というものの、こういう協約でございますから、そのことすなわち団交ではございせん。しかしそういうことで現場が秩序ある形であるという話し合いができるというふうな状態が折衝ルールの定着によって確保された場合には、いま団交事項を二つに限っておりますけれども、もう少しふやしてもいいんじゃないかという腹は当局として持っております、こういうことでございます。

○阿部(未)委員 私はやはり本来——いま私はこの段階でそのことが悪いと言いません。それは無秩序だった段階から話して、折衝というルールというものをつくったというところは悪いとは言いません。しかし法的にいうならば、いまあなたもおっしゃったし、それから法制局のほうの見解もあります、本来労働組合と使用者の間には団体交渉しかないのです。話し合いについては法的な拘束はないわけでしょう。そこで問題になってくるのは、最近はどうか知りませんが、支部とたとえは局、対応する機関の間で、まず労働組合の側はこれは団体交渉だ、ちゃんと公労法にきまつておるではないかと主張するのです。あなた方は折衝事項でございまして、まず紛争が始ま

るのです。事の起こりがそこから始まる。したがって、いまあなたが話したように、将来の目標としては、ちゃんと法律にのっとった団体交渉事項として処理をしていくような方向で拡大をしていくというのですか。広げていくというところであるならば、私はこの問題についてこれ以上言う気持ちはありません。しかしあくまで労使間の問題は話し合いた、団体交渉ではないのだというところになると、これはやはり法的に少し解釈がおかしくなってくる。今日一番大きい不信の原因はそこにあるのです。支部で組合を代表する者と使用者の間の話し合いがなかった、交渉がなかった。だから組合の代表に対する不信感が出てきて、組合の言うことも聞かない、使用者の言うことも聞かないというふうな変なのがたくさんあらわれてきたわけですね。これは私はやはりあなた方が誤っておったと思うのです。いまそれとをやかましく言いませんけれども、労働組合法から公労法に定められておるのは、これは明らかに団体交渉です。したがって、団体交渉というものを基に置きながら、これからそういう方向で進んでいくというならば私はこれ以上言わねえつもりですが、どうですか。

○北政府委員 折衝ルールに指摘されておる数十項目が団体交渉になる直前の姿であるということではございせん。これは繰り返しの趣意でございまして、話し合いというものを組織化したのが折衝ルールであります。したがって折衝ルールというものは、そのこと自体直接団交事項とはかわりません、こういうつもりであります。しかし現在、先ほどおっしゃったような、現場で団交の相手にはうちがならぬのだというふうな問題につきましても、組合対省という関係ではすべて団交事項になっておるのでもございまして、すなわち本部、本省という中央段階での団交事項になっております。ただ、こちらがそれを現場長に権限を委任しておらぬ、こういうことであります。なぜ委任しておらぬかという、ずっと昔はその点があまりいまいでございまして、二十年代、三十年代の初

めあたりあいまいでございまして、現場でさまざまな約束がなされた時代がございました。その結果、局によって労働条件がございました。異なるのか、非常に不都合な状態がございました。またそれをめぐって、かえって労使間の衝突ということがあつちこちでひんぱんに、また大規模に起つたわけがございまして。そういう状態がございまして、たつた二つというところに現場では限つておつたわけですが、そういうことでなくて、折衝ルール等の助けによりまして現場における秩序ある話し合いというものができるといふような習慣ができた場合には、現在本部、本省でやっておりますことを、これは一べんにはできません。このことによって結果的に現場の団交事項がふえていく、こういうことはあつてもいい、こういう腹でおるということでもあります。

○阿部(未)委員 少しかみ合わないのですが、これ以上あまり論争したくはありません。ただ、いまあなたがおっしゃっておりますけれども、本省、本部で協約を結んでも、現場の事業というものは生きておるのです。そこで、その協約の縛りの中で、実際の運用についていろいろ話し合い

というものはこれは当然行なわなければならぬし、それが本来電電公社なり国鉄公社で行なわれておるいわゆる各ラングごとの団体交渉になっておる。ところが郵政の場合はそれは団体交渉といわずに、権限を委任してないというゆえをもつてこれは一方的にいまや折衝だとか話し合いたとかいうようなものを設けてきておる。これが実態だから私は冒頭そのことを労政局長に聞いたんですが、本来の姿としてはやはりそういうものが団体交渉なのです。けれども、いまあなたが話されるようにいろいろな歴史的経過があるわけですから、そのことを直ちにどうこうということは言いませんが、本来の姿に戻していくべきであるし、もう一つ大きな間違いは、あなたのは権限委任をしないというけれども、権限の委任というものはそれはあなたのほうの問題でしよう。省側の問題でしよう。しかし、一方労働条件というものは労働組合側も主張になるわけでございますから、そうするとどこまで権限を委譲するかというところについても、いわゆるどのラングでどういう団体交渉をやるかというところについても、これは両者の意見の一致をみるべき筋のものだと思つて、一方的、おれのところはの二つしか権限を委譲しない、あとはしないのだという筋のものではない。これは本省と本部の話し合いで、このラングでこの辺まではやる、このラングでこういうことをやるということ、話し合ひで権限の委譲をすべきであつて、一方的に決定すべきものではないと私は思ふのです。こういう点について、ひとつ十分考へておいていただきたい。

それと、さつき申し上げた不当と言ふあなた腹を立てるかも知れませんが、いわゆる一方的な処分の問題についてはさらに検討する意思があるかどうか、これは明確にもう一べんしておいてください。

○北政府委員 権限の委任は、最終的には当然省としてやるべき問題、ある意味では省の一方的にやることでございまして、あります。むしろこういう問題につきましては組合の意見に耳をふさぐということではございせん。現にこの年末交渉の問題といたしまして、組合のほうから現場における団交事項をふやしてくれ、こういう要請がございまして、これに対して私も耳をふさいでおるわけではなくて、さつきから申しておりますように、若干は対応してもいいなというところで前向きな姿勢で実はただいまも検討しておる、こういうことであります。

それから処分の問題であります、処分につきましてはつとめてそれが恣意にわたらないように、いろいろな角度から方法を講じていきたいと思ひます。これまでもその点につきましていろいろつとめておるところでございまして、その結果やはり話が合わないでいわゆる第三者機関あたりへ出ていく問題がありますが、第三者機関の結

末を見ましても、ほとんど全部やはり私どもの処分が、必ずしも全部ではございませんが、圧倒的の大部分がやはり当方の考え方というものを結果的には支持していただいております。しかしそれに安んずることなく、さらにそれが恣意的にならないような具体的な方途というものを講じてまいりたい、こういうふうに思っております。

○阿部(未)委員 もうあまり言いたくないのですが、あなたの方のやつた処分が大体認められておるといふようなことは困るのですよ。少なくとも、された本人にとってはこれは一生の問題でしよう。それが第三者機関にかかって、一件でも誤っておったものがあるというところはたいへんな状態だということをおぼえていただきたいと思います。九〇%の言いがかりが通ったから、あとの一〇%は不当な処分、間違つた処分だつたけれどもかまわないやうな考へ方があるという考へ方、少くともそういう誤つた処分が一つでもあつてはならないのだという考へ方に立つてもならぬ、処分されたほうはたまらないですね。そこところはひとつはつきりしておいてください。

○北政府委員 それはまことにお説のとおりでございます。私どもは一件でもそういうことがあつてはならないというつもりで対処してまいります。

○阿部(未)委員 大臣、ずっといままでの議論お聞きのとおりでございます。最近この郵政の労使関係は若干よくなつてきつた、率直に言つてそう思つております。しかし今日まだ下部の末端の管理者というものは、何しろ全通の組合の言ひことを聞かぬ組合員をつくれといふことを長年ずっと教え込んできたわけですから、なかなか一朝一夕に変わらないのです。もう井出郵政大臣のころから委員長の廣瀬郵政大臣、ずっとこの点について非常に努力してきていただいて、北人事局長もだいぶ努力しておるようですから、きょうはもうこれ以上言いませんが、しかし私がいま深川の局に行つた例を申し上げましたけれども、

社会党の代議士という敵が来たやうな顔をしてお、五十分も門の外に立たせておくといふやうな状況です。それから、いわんや現場の全通の組合員に対するもの、見方というものは、まだ日常でも非常になくさんの差別扱いが行なわれております。例をあげようというなら、私は幾つでもあげることが出来ます。転勤の問題一つ取り上げても、昇格の問題一つ取り上げても、多くの例をあげることは出来ますが、いま省のほうでも、はつきり誤つておるといふものについては是正しつつあるようですから、もうきょうはこれ以上言いませんけれども、ひとつ大臣は特にこの点に力を用いて、労使関係の信頼感を取り返していただきたい。そのためにはやはり法に定められたことを、ただ労働組合のやることだけを違法だと言ふのでなく、管理者と名のつく諸君のやることも違法なものは違法なものとしかつておき、処置をしていく、そういう姿勢をとらなければこの労使の不信任感というものはなかなか直らないと私は思ふのです。これはひとつぜひ大臣のほうでも意にとめていただいて、この上の努力をお願いしたいと思います。

それから次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について御質問を申し上げますが、大臣の御経緯と申すところ、失礼ですが提案理由の説明によりまして、なぜこの時期に急遽これを出さなければならぬかといふことについてあまり明確でないやうでございますが、仄聞するところでは外務省の事情もあつたやうでございますけれども、その辺はいかがですか。

○原田国務大臣 この問題は、実は郵便貯金の預金の限度額といふ問題で先ほど提案理由の説明の中でも申し上げましたが、いままでも数年にわたつてそのたびに限度額の引き上げといふことを行なつてきた。したがって、四十九年度の予算の折衝に、郵政省関係ではこの問題を取り上げて大蔵省との間で折衝いたしておつたやうであります。

しかるところ、きょうも新聞に出ておりますが、昨日ですかポーナスが出た。公労のほうはまだございませうけれども、一般公務員のほうは出ておる。こういうことで六兆近いお金が一ぺんに年末に出てくる。特に今国会で、いま予算委員会も開かれておりますが、日本の現在置かれておる立場といふものを考えるときに、まずこの六兆に及ぶ金が必要となつて年末にそのまま使われるといふことになる。いわゆる通貨膨張といふ形で現在の物価問題等にも及ぼす影響が大である、何とかいい知恵はないかといふことで、まず皆さんのお金を預金をしていただく。使ひことは今後考へていただいて、まず預金をしていただく、こういうことを目途にいたしまして、百五十万円から三百万円に限度額を引き上げて、こういうことで提案理由の説明をいたしたわけでございますが、唐突であつたとおつしやるように、実はこの預金をしてもらうことにつきますと、利子の引き上げをする。それによつて預金を求めるという方途がございします。それから、いまの限度額を引き上げるといふことも一つでございますが、預金の利子という問題になりますと、これは法律事項ではなしに政令によつて行なうことが出来ますけれども、預金の限度額を上げるということになりますと、特に郵便貯金は非課税でございまして、いま預かつておる金自体が、利子に税金がかかるまいという特典を持つておりますことを拡大するためには法律を施行しなければならぬ、こういうことになつてまいりますので、早いほうがよいといふことで、急遽これを提案をさせていただいたといふこととでございますが、なお足らざるところは事務当局から御説明をさせていただきますと思ひます。

○阿部(未)委員 この委員会でも、いままでしばしば預金の総額制限を引き上げるべきだといふことは議論されてきたのです。いま提案されておる三百万円についても、われわれとしては不満です。五百万円に引き上げたい。この前、総理大臣は一千万円に引き上げたいと言つたから、これはたいへんいい考へだと思つておつたのですが、出てきた法案は三百万で、われわれの期待したところと比べて

と少ないぐらゐの感がするのです。ただ急遽出してきた理由の中に、民間のいわゆるマル優、申告免税との関係があるやに聞いておるのですが、その辺はどうですか。

○原田国務大臣 いまお話のございました非課税の限度を拡大するといふことにつきましては、阿部委員はふやしたほうがよいという御説でございますが、これにつきましては、あまりふやすといふことは不公平になるといふやうな議論もあるわけでございます。そこで、非課税限度額といふものはどの程度がよいかといふことで、現行では郵便貯金の百五十万円、そのほかに国債あるいはいわゆる財形貯蓄といふわけでおるマル優といふやうなものを集めて五百万円といふことでございします。それで大体国民の可処分所得といふか、月給をもらつて、そしてそれを貯金に回したりいろいろするところで妥当ではないかといふ議論の結果、いまの制度があるわけでございます。それは可処分所得といつてもまだ余裕が出てくるはずであるし、これはベースアップも行なわれますから出てくるはずであるし、やはりまず貯金をするということによつては物価対策になる、こういうこととからでございます。田中総理が二千万円といふたところからいへば二千万円がよいとか、いろいろの議論が出ておりますけれども、さしあたりいま郵貯は百五十万円を三千万円にする、したがつて、いま言われておるところの非課税限度額を合わせまして五百万円を一千二百万円にする、一千二百万の中郵便貯金を三千万円にする、こういうバランスをとつておる、こういうふうに御理解願ひたいと思ひます。

○阿部(未)委員 一番おもなところは答弁がないから……。

○船津政府委員 お答えします。

阿部委員の御質問の、唐突に郵便貯金法の改正、総額制限額三百万は何かほかの理由があるのではないかといふお尋ねのやうでございますが、これは民間の金融機関におきましては、今年の年末賞与を目当てに非課税限度額の効果が波及して

及ぶように、ボーナスも含めまして十二月一日以降の預入にかかわる民間預貯金に對しまして所要の法改正をいたしまして、利子の支払期が四月以降到達するものについてはさかのぼって、十二月、一月、二月、三月預けられたものにつきましてはいままで非課税限度額百五十万円を三百万円まで免税するという措置がとられる予定になっておりますので、これに對應するためには私のほうの貯金の総額制限額を一日でも早く三百万円にしたいということの方が趣旨でございます。

○阿部(末)委員 わかりました。その関係があるのだからと私は思ったのですが……。

そこで大臣にお伺いしますが、引き上げの沿革のところについて伺います。最近の郵便貯金利用者の所得、貯蓄保有額の伸びの状況、財政投融資に郵便貯金の果たす役割の重要さからみて低きに失するため、というものが四十七年までの理由になっておられるわけですね。今年、財政投融資との関係はどういうふうにお考えになっておられますか。

○船津政府委員 お答えいたします。

先生の御質問は財政に關係してこの限度額がどういう影響があるかという御質問だと思いますが、大体この限度額を倍にさせていただきました。貯金の利用者そのものは全部が全部郵便貯金の場合最高限度額まであるのでございまして、上限が限られておりますが、この限度額を引き上げなければ大体二兆九千八百億年度でございまして、億円程度がこの限度額引き上げによりまして、この預入を期待できるのではなからうか、こういうふうに考えております。

○阿部(末)委員 財政に大きく回れば政府の意図するところとは若干食い違ってくることになるおそれがあるわけですね。この辺はひとつ政府全体の問題でしようから、せっかく限度額を引き上げて購買力を押えるという方法をとってみても、これが財政に回ってまたどんだん金が出ていったのでは、政府の意図とは変わったものになってくるお

それがありますから、ひとつ大臣も閣議等で、財政については特に細心の注意を払っていただければ、購買力を押えるという点からはあまり意義がなくなるのではないかと考えます。

時間の関係がありますから、あと貯金局長にまゝとめて聞きます。預金者貸し付けについて、どういふふうに考えておられるのか。先ほどの財政貯蓄と郵便貯金の関係について、どう考えるか。それと、貯金利息についても当然何らかの措置をとるものと思われますが、この三点について、郵政省のお考えをちょっと聞かしていただきたいと思ひます。

○船津政府委員 お答えいたします。

先生御質問の第一点、預金者貸し付け限度額についての考えでございますけれども、現行は、その預金者の貸し付け額の限度は十万円になっておりますが、これを五十万円の幅に上げたい。非常に利用者の好評を得ており、かつまた預金者の方々の要望も非常に熾烈でございますので、関係方面と詰めて、この実現方にいま大いに努力中でございます。

第二点の郵便貯金と勤労者の財形貯蓄の関係でございますけれども、由来この郵便貯金と申しますものは、御説明申し上げるまでもなく大衆の零細預金、国民の六〇％が利用しております。その中の七〇％が勤労者ということでございまして、かつまた、そういうふうな資産の形成に役立たなければいかぬという国の経営する貯蓄事業が、財形貯蓄に参入いたしますか参加してないというの、私もとても奇異の感を持たれるわけでございます。私のほうは鋭意、主管する労働省その他のところと意見を調整しまして、これに参入するといひますか参加するように努力を重ねております。

もう一つの点は、利率の点で何かほかに考えがあるのではないかと第三の点でございまして、けれども、私のほうでは年末の、特に大型化を伝えられておりますボーナスの吸収、過剰流動性の吸収と、また貯蓄の増強という点で物価の抑制につ

ながるといふ観点から、時限的な短期のものではございませうけれども、半年の定期郵便貯金という制度を創設いたしまして、大衆民間もその同じ商品を出し出す予定でございまして、半年定期預金は、現行五・二五％の利率が付与されておりますけれども、これを民間も一％上のせいたしまして、六・二五％の商品を売り出す。郵便貯金の場合におきまして、全く同じ半年の定期郵便貯金というものを創設いたしまして、利率、特利一％というところで六・二五％の商品を売り出して、その所期の目的を達成したい、こういうふうに考えております。

○阿部(末)委員 第一点の預金者貸し付けの限度額を五十万円に引き上げたい、これはその時点で議論をしますが、全く賛成です。それから、それから、財形貯蓄に郵便貯金も入れてもらうということですが、折衝中、これも賛成でございますが、その貯金利息の関係でございまして、定期貯金の五・二五％、六カ月のもので、これを新設するということですが、今日まで郵政省がとってきた貯金の大きい目標は、長期の預金というのを大きい目標にとつてきておられるわけですが、一年ものとか、あるいは一年ものというよりも定期にしてころがして、これが一番多いと私は思うのですが、そういう中で六カ月間という、ある意味では非常に短い期間を切つたものだけに、いわば特利をつける、そうすると、いわゆる一年目当分の定期預金をするよりも、六カ月の定期預金にして、六カ月目に切りかえて、あと六カ月を定期にする、そのほうが利子勘定すれば多くなるわけですね。そして、一年ものを最初から契約したものは利子が少なくなる、こういう形になるわけですが、その点、いままでも郵便貯金というのは定期貯金で預けて六カ月に複利がついていくから、非

のほうは有利じゃないか、あとを定期に切りかえよう。それも二年、三年という余裕のあるものは別です。今日のように経済情勢の変転が激しい場合には、定期よりも定期がいいというところになってきて、郵便貯金の今日までのイメージがこわれてくるような気がしますが、どうですか。

○船津政府委員 阿部委員の御質問、全くもつともだと思ひますが、この半年の定期郵便貯金は全く時限的な、今回限りの商品でございまして、売り出されまして、十二月十日から来年一月十二日まででございますけれども、その後半年で消滅するわけでございます。おっしゃるとおり、半年定期貯金をしていただいて、それをあと払い戻しを受けられて、その実績そのものを定期郵便貯金に預けられますと、一年五カ月程度まではその仕組みのほうが利率は高うございまして、一年半を過ぎてまいりますと、もともと定期郵便貯金に預けていただいたほうが利率がわずかながらもよくなります。そういうふうな仕組みになっておりますので、私のほうも、イメージがこわれるという御指摘はあるいはもつともかと思ひますけれども、やはり長期の貯金をしていただくならば定期郵便貯金、今度の年末のボーナス獲得その他、郵便局の人が一生懸命やっていただいておりますけれども、やはり主力は定期郵便貯金でございます。その余力ではございませうけれども、一けた違うぐらいの目標額が定期郵便貯金に期待されております。

○阿部(末)委員 この構成比を見ますと、定期貯金は郵便貯金の中で一％しかなくてないようでございます。この一％の定期貯金が、今回貯金の利息一％の上積みでどれだけ集まるか私はわかりません。どれだけのものが集まるかわかりませんが、こういうものをわざわざつくることによって、いままでも長くあった貯金は郵便局だというイメージがこわれていくおそれがある、そのことを非常に心配をしますし、現場で募集をされる方々も非常に説明しにくいのではないかと。あなたは一

年預けですか、一年ならばこれに六カ月預けて、それから定額に六カ月して、それが一番有利ですよ。一年半ですか、一年半ならば、これは初めから定額のほうが有利ですよとか、こういう説明をずっと繰り返していかねばならぬだろうと思ふのです。そしてそういう説明を繰り返して、一年半以上は定額が有利であるということをして、PRをしたとして、六カ月でこの特利の貯金が終わりになればいいのですが、もし六カ月先の経済状態がいまと変わらなくて、さらに六カ月もの利子の上積みなどが出てきたときには、うそを宣伝した結果になってくるわけなんです。非常に私はこの貯金を新しくつくることについて、うそで懸念をするわけです。やすきにうつらうとして、郵便貯金の持つておる一番いいものをこわしてしまふのではないかと懸念と、それから、これは六カ月ものですよとい切つておるが、六カ月先にもう一ぺんこういう制度が生まれる心配がないかどうかです。この点が非常に気になるのですが、六カ月先はどうですか、大臣、こつちのはうは。

○原田国務大臣 阿部さんのおっしゃる点は私も同感を覚えるのです。何しろ緊急の対策で、少しでもお金が散らばらないようにという方策で経済團體懇談会で話があり、そういう意味で、それではわがほうも協力しよう、こういういまの定期預金ですね、これはおっしゃるとおりだと思ふのです。そこで、これはその期限のものだけだ、預け入れの期間もきまつておるし、六カ月だけだ、こういうことで踏み切つておられますので、御心配のないようにつとめたいと思ひます。

○阿部(未)委員 もう一つ貯金局長に、直接これと関係ありませんが、要望しておきたいのですが、いわゆる住宅貯金でございますね。これができて、かなり売れておると思ふのですけれども、あれは本来窓口で受け付けるというのを原則にしておるようでございます。しかし実際にはやはり足を運んで話をしなければならぬ住宅貯金の趣旨が徹底しないので、窓口まで出てきて住宅

貯金をしたいがという人は少ないので、実質的には第一線の外部の方々が足を運んで、こういう制度が郵便局にありますから住宅貯金をしませんかというのを勧誘しておるような実態です。

ところで、この住宅貯金は窓口受け付けを原則としておるために、幾ばくかの募集手当がほかの貯金にはあるわけですが、住宅貯金にはこれが無いわけです。しかし、人の家に募集に行けばいろいろな難費も要るわけでございますし、そのために募集手当もあるわけでございますから、踏み切るののいいか悪いか私問題があると思ひますけれども、ほかの貯金との均衡上、局外での募集に踏み切つて、そしてこれに募集手当を出すというふうなことにして検討する余裕がないのかどうか、ひとつこれは専門の貯金局長のほうからお答え願ひたい。

○船津政府委員 お答えします。

住宅積立郵便貯金は四十七年の一月からだと思ひますが創設されて、初め窓口ということですが、おっしゃるとおりあまり成績の伸びはよろしゅうございませんでしたが、外野の方も一生懸命、手当てがないのにもかかわらず奨励していただいたおかげで、本年度に入りましてから飛躍的に伸びまして、三万件程度になっておりますが、先生おっしゃる意味のいわゆる募集手当、何らかの意味で労に報いるべきではなからうか、ごもつともでございます。いま研究中でございます。

○阿部(未)委員 大臣、いづれにしても、こういう制度が一つずつふえていくことについて、やはり第一線で働いておる職員の方々はそれなりにたいへんな苦勞をされておるわけです。その上にもつてきて、さつきから種々論争をしたような勞使間の不信があつて、職場はおもしろくない、こういうふうな状態になっておるわけですから、私は一線の諸君に報いるようなあらゆる努力と、もう一つは勞使間の不信を除去して利用者の——貯金に限らず郵便すべてを含めて郵政事業の利用者へのサービスということを一に考へて、過去の行きがかり、メンツにこだわることなく、やはり

一線の労働者を大事にする、特に郵政事業は人間でやつておる事業であるということを念頭に置いて、格段の努力を大臣が傾けていただくようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

○廣瀬委員 午後一時二十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後一時三十八分開会

○廣瀬委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。土橋一吉君。

○土橋委員 さきの理事会でも申し上げましたように、やはり定員の半数がそろひまして委員会を開くのは国会法の規定でもちゃんと認めておることでありまして、今後さうな取り計らいと、また善処のほどをお願いをしたいと思ふのであります。なるほど、大臣の都合によつて私の質問が早くなつておることについて、私は決して異議を言いませんけれども、しかし郵政大臣は、初めの約束のように、本委員会を開いたときにはできる限り出席をして、説明をし答弁をするということになつておりますので、ぜひこれを実行していただきたいと思ひます。

そこで、短時間でありまして、私は、郵便法の一部改正に関する問題と、それから郵政省が最近膨大な局舎建設あるいは宿舎の建設など行なつておる、この問題にからんで、過日十一月の八日に一般新聞で報道されておりますように、郵政省及び郵政局の高級官吏諸君の汚職腐敗の問題が大きく取り上げられております。この問題をやはり質問したいと思ひます。第三番目には、ついせんだつて一万二千五百四十三名の大量処分を出しておるわけです。そしてまた現在、全通労働組合との間においていろいろな紛争状態を巻き起こしておりまして、全国の郵便局至るところできわめて緊張した状態にあるわけです。でありますから、この一万二千五百四十三名の大量処分というよう

な問題について少しく質問をしてみたいというふうに思つております。以上大体三つが私の質問の中心であります。

郵便貯金法の一部改正によつて、先ほどいろいろ説明がございまして、大臣も詳しく述べられました。

その前に、言い落としたもので、原田憲郵政大臣と三ツ林郵政事務次官の就任に対しまして、まことにたいへんどうも御苦勞までござい

さて、ここに提案理由で説明しておりますように、「郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増強に資しようとするもの」であるというふうに説明されております。はたしてこれは郵便貯金の預金者の利益をほんとうに増進をし、あわせて貯蓄の増強に資しようとしておるのかどうか、非常に私は一つ疑問を持つておるわけです。

なぜかと申しますと——これは国対委員長でよく御承知であつた、原田さんは、七十一特別国会において、経済企画庁長官だつた小坂善太郎氏の説明によりますと、ことしは秋及び暮れは経済が鎮静をする、全体の成長率は、経済が安定してくるんだから大体六〇前後を考へておる、特に最近の物価から考へて、秋口から暮れには鎮静する。これを繰り返して本会議においてもあるいはその他の委員会においてもお話しになつたと思ひます。

ところが、あにはからんや最近の物価の異常な高騰は、もう皆さんのよく御承知のように、卸売り物価で二〇%上がつておる、一般の小売りその他の消費者物価は一五%をはね上がったおるわけです。そういう中において、灯油がないとかあるいはちり紙がないとか、あるいはお砂糖がないとか、お砂糖のごときは、特に最近でありますけれども、一キロが百二十八円であつたわけですから、これが私の立川方面では大体二百八十円くらいに上つておる。二百八十円ですよ、二百八十円のもの。灯油にしまして、最近いろいろな通産大臣が説明をされておりますけれども、四百円以下の灯油なんというものはどこをさがしたつてない

いたしまして、もちろん商行為でありますから適正な利潤は保証しなければなりません。しかし、自動車一台が御承知のようにアメリカへは三十五万くらいでアフターバーナーをつけて出しておる、日本国民にはそれを七十万で売りつける、こういう悪質ないわゆる取引行為をしておるわけです。そういう諸君に対する徹底的な措置がとられないで、おいて、わずか手当の十万とか十五万もらっている人から、要するにこの寒さを控えまして灯油がないとか高いという事態で、貯金せよというほうがどっちかという少し無理じゃないか。

労働者が一月インフレ手当を要求して御承知のように全国的にいま戦っておるわけです。おそらく全通の戦いもその一環であらうと思ふ。そういうものも一つの中に入れての戦いだと思ふのです。そうして三百万円という限度は、あなたのお出しになったこの資料を見ても、ここで見ますと定期貯金は全体の口座のうちのたった〇・一%ですよ。そうしてその金額は御承知のように平均して三十五万五千円だという例を出しておるわけです。一般の国民が平均したら三十五万円で定期貯金を預けないような状況の中で、三百万円。結局三百万円前後近い、たとえば二百万円であるとか、一歩譲って百万円であるとか八十万円なんという貯金のできる人は、これは国民の全体から見ればごくわずかなものであります。そうすると、少なくとも国民生活の中においては非常に余裕のある者にさらに、まあ言えは高い利子を与えてやる。それじゃ十万とか五百万円預ける人といえ、その利子の関係はたつた五百円かたかだか六百万、これじゃ品物を買っておいっぱかりが上がるんだから、どんな人だつてばかばかしくてこんなものに半年間も金を縛られることはいやだというのをもたもたもたなことだというふうには私は思ふわけです。ですからこれらの点は、私もまだ初步的でございますので、もっと資料を研究しなければ、この問題について経済全体の問題と田中政府の姿勢の問題から検討いたし

まして後刻に質問を保留しておきますけれども、こういう事態でこれを出しまして、結局のところは田中政府のいわゆる年末六兆円ボーナスの吸収策をとったという名前を残すだけであつて、その恩典に大部分浴する者は、結局多くの勤労者階級の人より地を抜いた部長であるとか課長であるとか、あるいは業者でいへばかなりいいものうけをしたという人がこの恩典に十分浴することができるのであつて、大多数の十万とか十三万預ける人にとつてはほとんど、この物価の上がつていゝ状況から、あんなところに預けて、あの際に灯油を買つておいたほうがよっぽどよかった、こういう結果を招来するようないやうな政治が行なわれておる。その基本問題にメスを入れないで、ここだけ一生懸命で、それ以外は御承知のように国債です。あるいは有価証券です。そんなものを買ふ余裕のある人はかなり余裕のある人です。ですから全体のバランスから見ると、この郵便貯金は、ほかの国債を買ふ人とかあるいは社債、公債を買ふ人とかあるいは銀行に金を預けておるような諸君とだいぶ質が違ふわけですね。

こういう点から見て、私はこの法案については非常に疑問を持つておる一人であります。特に田中政府は物価抑制の政策は根本的にやらないでいて、こんなところで総需要の押しつけをするような一環にこれが使われたんではないか、へんだということを私は先ほどの答弁から、またいまの答弁から考へておりますので、詳しいことは保留いたしますが、最後に、私はそういう考へを持つておるわけですが、郵政大臣どうでしょう。

○原田国務大臣 議論をするために申し上げるんじやございせんが、収入が入つたものをみなが物にかえにほがよいといふことですぐさま物を買ふ、これがまた一方で買ひあさりとなり物価の騰貴を呼ぶといふ影響が必ず起こつてくる。それをひきとまず貯金をしてもらふといふことで、何を買ふかといふことはそれからひとつ判断をしてやつてもらひたい、また簡単に申し上げるとそういう手法の問題になつてくると私は思ひます。し

たがいまして、いまこの際にはぜひ早く御賛成を願ひまして、もう保留もせずひととつ土橋先生に御協力を願ひたいと思ひます。

○土橋委員 ですから、私は、田中政府にまつてから対決をしておる政敵でありますので、田中政府の名をなさせるようなことに賛成するわけにはまいりませんので、気持ちよくわかりますし、またそういう全体の総需要を抑制するといふことの基本的な態度もわからないわけじやございせん。ただ問題は、そういう買ひ占めとか売り惜しみをしたり価格を異常につり上げておる大資本の価格抑制対策を十分講じなければならぬといふことはまぎれもない事実であります。でありますから、私は決して無能なことを申し上げたつもりは毛頭ございせん。この点は原田郵政大臣も御了承願ひたいと思ひます。

次の問題は、一体郵政省は、私の記憶ですと、今年度四十八年度で郵便局舎、寄宿舎その他の建築物については八百四十億程度の予算支出をするようになっておつたが、はたしてそうであるかどうか答えていただきたい。

○武田説明員 今年度の建設勘定の予算は四百三十億です。(土橋委員「建設費に使うお金、宿舎を建てるのか局舎を建てるのか」と呼ぶ)家を建てるための金といふのは三百四十億程度だと思ひますが……。

○土橋委員 それはもう一回研究してください。たしかあなたの出した予算は八百四十億程度であつた。ちゃんと私は記憶しておる。それは寄宿舎もありまふよ、老朽舎の修繕もありまふよ、そういう金です。

○武田説明員 建設勘定で建てます建設、ほんとに建物建てる金ですね。それは三百四十億ぐらゐであります。郵政省建築として、そのほか共済組合で宿舎を建てるということをやつております。共済組合で建てます宿舎といひますのはせいぜい五十億程度でございしますので、それを足しましても本年度の——どうも建設といふのでことばがすぐ出てしまふのですけれども、建

築のための金は合わせましても四百億を切ると思ひます。

○土橋委員 私も調べましてから、もう一回またいろいろ検討をお互いにしまししょう。

それにしまして、郵政局関係は全国で約十一でございしますか、そうしますと、かりに四百億であつても、あるいはちよつと出で五百億であつても、各郵政局管内では、十一でございしますから、ならして言へば大体四、五十億の建設をする、こういうことになると思ふのです。したがつて、いま問題になつておる近畿郵政局の橋川という建築部長、橋本という建設関係の課長、それから中村という関係のいわゆる公務員が業者から金をもらつたとか呼ばれたとかして、そして建築したといふことが新聞に出て、橋川建築部長の顔まで新聞に出ておるのですが、こういう事実があつたか

○武田説明員 非常にぶつかりあつた返事ということになりますと、起訴された者あるいはまだ起訴されてない者もございしますが、まだ裁判は行なわれておりませんし、この段階でちよつとちよつとするということは避けたいといふふうに申し上げるわけではございしますけれども、あるいは本人が認めたことも多少あるかもしれまふんですけれども、新聞に出ておりますこと全部が真実ではないと私は信じております。

○土橋委員 世間にはよく火のいゝところには立たないと思ひます。これは一つの真理だと思ふのです。この橋川君が業者であるところの佐伯建設から関西方面において金をもらつて、どこかのレストラン等で遊んでおつた事実もこれは新聞には書いてあるわけですよ。これは、あなたがおっしゃつたように裁判にならなければ、なるほど裁判において判決決定しなければ、いわゆる罰金とか、牢獄に入れることはできません。しかし、国家公務員がさういふことで世間から糾弾をされ新聞に載るといふようなことについて、いまあなたの仰せになつたような説明だと、判決が出なければ何とも言へぬといふような答弁に聞かえ

るような説明だったと思います。これは国家公務員としてまことにふがいないことであって、国家公務員は少なくともこういうことについて真剣に取り調べたり、事実の有無はつきりさせなければならぬ。あなたの説明だと、あつたかなかったかわからぬようなことを言っているけれども、なかつたらなかつたでけつこうです。いいことですよ。あつたとすればけしからぬことであるから、かりに四百億にしてもあるいは八百億にしても、郵政省が建物をつくるか宿舍をつくるか、あるいは器具器材を購入するとか、一般の国民から見ればたいへん膨大な予算であるわけですよ。それを預かつておる建築部長という職責の人がこんなことをやってくれるんじや、これは郵政省と建設業者とのいわゆる癒着、あるいは汚職、腐敗というものが限りなくあるといわなければならぬように思えるわけです。私は決してそういうことを思いたくありませんけれども、これは郵政の健全な発展のためにはまことに重要な問題です。これは国民の事業でございますして、国民のいわゆる郵便切手その他の料金を払った金によって採算をとっている事業体でありますから、だから明確にしてください。ないならない、あるならあるならどういふ処置をしておるのかきちつとしてください。

○武田説明員 ことは少し足らなかつたかと思ひますが、新聞にいろいろ書かれておりますことについて、いまここでちやうちやうとして、一部分が正しいとか正しくないといふふうなことをこの時点で言うのははばかれることではないかというふうに思ひますのでそのように申し上げたわけでございます。国家公務員としていささかも疑いを受けるようなことをしたという事は確かに申しわけないことではございます。おわびを申し上げておきます。いろいろ新聞に書かれておるわけでございますが、そのことにつきましては、あるいは逮捕されておりました直接接触できない者は不可能なわけでございますけれども、私たちが調べると申しますか、聞くことができる人々には

聞きまして、そのような事実はないという返事をいただいております。

それから、そういうふうなことで、あるいはここでちやうちやうするべきではないとか、あるいは、そんなことはないのだというふうにてん然としてゐるのではないかというふうな言われ方をされたわけですが、そのようなことはございませう。そういうようなことが起こりまして、さつき私どもはどういふことをすればいいか、どういふふうに措置をすればいいかと申しまして、大きく分けまして三つあるかと思ひます。まず一つは……(土橋委員「簡単でいいです。あつたか、あつたか、あつたとすればどういふ処置をしておるのか」と呼ぶ)という返事をもらつておるわけでございます。

それから、逮捕されております者については、まだ接触いたしておりません。

○土橋委員 いま、部長さんと思ひますが、なと言われまして。しかし、現に中村君という関係係長は逮捕されております。しかも汚職、これはあなたもお読みになったでせう。「エリート部長も供座」という題で、これは学校を出た方々に対しても非常に一つの衝撃を与えておると思うのです。こういう記事が載つておつて、ないと言ふならないでけつこうだ。しかし中村君は逮捕されて、まだ勾留中ですよ。あなたがいまここでおつしやつたように、検査官がはたして起訴するかしないか、まだあなたにはわからぬでせうけれども、もし起訴をしたときには、いまあなたがおつしやつたようなこの答弁はどういふことになるか。もし検査官が橋川君と橋本君——どうも橋のつくのはあまりよくないのが多いようです。この橋本君と橋川君ですが、要するに問題があると思ふんですよ。あなたがそういうきれいな答弁をされて、それで終わるような結果ならこれはけつこうですけれども、もし起訴をされたということになれば、あなたの方の監督不行き届き、また、そういう面におけるルーズさ

が天下にいわゆる暴露されるわけですね。そういうことについてあなたは責任を負えますか。

○武田説明員 新聞に出ておりますので、こういうことをおまえたかというのを聞きまして、そのようなことはありませんという返事をもらつておるわけでございます。それ以上突き詰めたやり方というのは一般的にはできかねるのではないかと思ひますが……

○土橋委員 私はそれ以上追及いたしませんけれども、いま申し上げた金を取り扱つたり建築関係あるいは用度関係あるいは器材購入関係はとかく世間からいろいろうわさをされるものなんです。非常にまじめにやつておつても、何かくさいじやないかとか何かどうだというふうなことが聞か言われるものです。ですから、よほど高潔な体制をとつておられますと、これはほんでもないぬれぎぬを着る場合もあるし、実はそれは本物であつたという場合もあるわけですね。だから、これがいまあなたの御答弁の程度で終わればけつこうですけれども、特に金銭を取り扱つたり資材を購入したり建物をつくるというところは、これはどこかの官庁でもやはり厳重にやらなければいけませんよ。これは重要な問題です。ですから、この橋川さんという方や橋本さんという方だけを私は責めておるのではないのです。郵政全体の、要するに全国のものを買ひ入れたらあるいは払い下げをしたりする、そういうところとかくそういう問題が起こりやすいですからね。各省でも、そういうことは最近新聞でごろんのとおりであります。

さて、この問題については、私は先日、東京の高仲郵政局長に連絡をいたしまして、各郵便局を回りました。ずつと現場視察をいたしました。いろいろ御努力をされております。特に窓口なんかは目をみはるほど改正をしております。たとえば私は昨日広島県の御調町というところの郵便局を訪問しました。また同じくきのう夕方に尾道の郵便局を拝見してもらいました。ここで私が特に感心したことは、御調町の二十二名程度の特定局でお年寄りのために、まっかにかぶちをつた老眼鏡

を三つ、ちゃんと窓口のところにやつてあるわけですよ。この局長、幹部諸君の、特に農村における、つまりほとんど文字が読めずからね、老人をいたわる気持ちに私は涙が出るほどうれしかつた。それほど配慮をしておる局もあるわけですよ。また歳末を控えてどこの郵便局でも非常にくふりをしまして、窓口を非常に明るくしておる。かつて見られなほど大きな成果をあげておるわけですよ。たとえば王子郵便局にはお花の師匠さんが、この方は非常に熱心な方らしいですけれども、ぱつとしたけ花をちゃんと窓口の横のところへやりまして、御本人の名前を書いてあります。ですから私はこれ以上申しませんが、いずれにしてもそういう奇特な方もいるし、またそれが局全体の空気、窓口を非常に潤しておるわけですよ。こういう非常に進んだ面があると同時に逆に

ことをぜひ皆さんに知っていただきたいために、私はこのことをつけ加えておくわけです。

さてそこで、私はちやうど二十九日に小平の郵便局を訪問しました。そしていまの滞留騒ぎで郵便物が滞留しておるというので、いろいろ事情も聞きまして、また労使間のそれぞれの問題も拝聴いたしました。また局舎を見せたいいただきました。新しく建築したところとかそういうものを全部見せていただきました。ところで、この小平郵便局というのは、人口十五万ほどでございます。して現在は二百名足らずくらいな局でございます。この局は、前に多摩湖線という電車が通つて、その横に大通りがございます。多くの人がその郵便局の姿をよく見るわけです。小平の郵便局というのはつまり地勢の関係上、その横の大通りは学生とか、つとめ人とか、一般の主婦とか、買ひものの人たちがわつさわつと通るところなんです。そこに建てられた郵便局の建物、何とこれが古材で、どこかのお湯屋さんか何かにもらつたそれこそぐはぐはな材料で、柱を二本も継ぎさしていたり、あるいははりになつていたり

その次は、あなたのほうはどういう関係か、こ
上質問しません。

日からは特にそういつた輸送が混亂してまいりま
して、三日におきましては貨車、コンテナといつ
たようなものはほぼ全面的な運休が行なわれて
おったわけでございます。そのような情勢がござ
いましたので、国鉄のほうにおきましては十二月
二日の夕刻から小荷物につきましては鉄道管理局
の一つの管内のみを引き受けることにしまして、
他のもの、つまり遠方に行きますものはすべて停止
という措置を国鉄当局でもとったわけございま

す。まあそのような情勢の中で、小荷物と、私たちのほうの小包といふのは相関関係がございますので、小包の引き受けをある程度制限せざるを得ないというふうな状況でございましたので、去る四日からこの引き受けを制限したわけでございます。

四日以降の引き受け制限によりまして、実は四日の正午から昨日一ぱい、一日半制限をしたわけでございますが、御案内のとおり国鉄のほうのストも中止になりましたし、まだ貨物のほうは必ずしも連休は全面的に回復いたしておりませんけれども、けさの九時から郵便局におきまして小包の引き受けの制限を解除いたしました。東京、関東一円のもののみ明日の朝九時から解除するということを現在計画いたしまして、すでに新聞等にそのことを発表しておる次第でございます。

○土橋委員 これは郵政大臣もよく御承知のことなんです、この第七条の規定は、あなたが説明しておられるような簡単なものじゃありませんよ。あなたはなぜ何げなく説明しておられるけれども、この規定は郵便業務をとめることでありますから、ここに書いてありますように、第七条は「天災その他やむを得ない事由」と書いてありますよ。あなたは国鉄が半日ストライキをやるとか順法闘争をやるとかというように言うておられるけれども、これは天災ですよ。関東大震災のようなものが起こってきたとか、あるいはやむを得ない、もう万迫つてどうしても郵便が出せない、こういう重要なときには、郵政大臣は国会において事故の説明をしながら、郵政大臣に与えられた国民の基本的な権限ですよ、それを順法闘争をしておるとか、貨車がちょっとゆるくなったとかどうとかいうことだけで、小包郵便の停止とは何ごとですか。郵政大臣は簡単に——そんな権限を与えていませんよ。郵政省は責任をもって、小包であらうと書簡であらうと、切手の張つてあるもの、一定の料金を納めたものは、それこそ自分もかついででも輸送しなければいけませんよ。あなたがだつてそれでですよ。郵政職員はそこはつらいところですよ。そういう重大な使命を負つて、しかも競争を許さない。同じような商売をすることは断じて許さない。これは明治五年以来の基本的な方針ですよ。それについてあなたのいまの説明では、順法闘争をしたから小包をとめたつていいというものの考え方を説明した。とんでもないことですよ。第七条はそんな簡単なときに郵政大臣の郵便業務停止を命じておるものではないですよ。あなた方は安易に第七条の規定を読んでいたけれども、天災ですよ。これはたいへんな騒ぎですよ、その一地方においても。あるいは「その他やむを得ない事由」、やむを得ない事由ということはいかなる説明も答弁もする余地のない重大な事故が起つたために、一時国民の皆さんには御迷惑をかけるけれども郵便物は停止をいたします、それだけの権限を郵政大臣に与えている。それは郵便物の保全がその状況下においてはきわめて困難だという状況において許された問題ですよ。順法闘争で一時間半おくれとか二時間おくれるくらいのことであつた何で郵便業務を停止するのですか。あなたの方でかつてにそんなことをしていいのですか。当然それは国会の承認を得なければならぬし、郵政大臣は通信委員会において、かようなかくの事情で私は第七条の規定を適用すべき事態であつたと思つてからして、この郵便業務は停止をいたしました、国民の皆さんよく知つていただきたい、こういうことであるのですよ。あなた方は簡単にこれを読み下しておいて、かつてに郵便業務を停止したり、かつてに料金を上げたり、そんなことできませんよ。郵便職員全体が、要するにかついても、どのような事態でも、郵便物はきちつと切手のある限度においては責任をもって輸送する。これは全責任を負つておるのですよ。何ですか、いまの説明は、順法闘争で何日おくれたというのですか。この間の闘争では、もうあくる日は全部回復しておるじゃありませんか。そんな、あつた、かつてなことをしていいのですか。郵政大臣、どうですか、あなたは全

ろですよ。そういう重大な使命を負つて、しかも競争を許さない。同じような商売をすることは断じて許さない。これは明治五年以来の基本的な方針ですよ。それについてあなたのいまの説明では、順法闘争をしたから小包をとめたつていいというものの考え方を説明した。とんでもないことですよ。第七条はそんな簡単なときに郵政大臣の郵便業務停止を命じておるものではないですよ。あなた方は安易に第七条の規定を読んでいたけれども、天災ですよ。これはたいへんな騒ぎですよ、その一地方においても。あるいは「その他やむを得ない事由」、やむを得ない事由ということはいかなる説明も答弁もする余地のない重大な事故が起つたために、一時国民の皆さんには御迷惑をかけるけれども郵便物は停止をいたします、それだけの権限を郵政大臣に与えている。それは郵便物の保全がその状況下においてはきわめて困難だという状況において許された問題ですよ。順法闘争で一時間半おくれとか二時間おくれるくらいのことであつた何で郵便業務を停止するのですか。あなたの方でかつてにそんなことをしていいのですか。当然それは国会の承認を得なければならぬし、郵政大臣は通信委員会において、かようなかくの事情で私は第七条の規定を適用すべき事態であつたと思つてからして、この郵便業務は停止をいたしました、国民の皆さんよく知つていただきたい、こういうことであるのですよ。あなた方は簡単にこれを読み下しておいて、かつてに郵便業務を停止したり、かつてに料金を上げたり、そんなことできませんよ。郵便職員全体が、要するにかついても、どのような事態でも、郵便物はきちつと切手のある限度においては責任をもって輸送する。これは全責任を負つておるのですよ。何ですか、いまの説明は、順法闘争で何日おくれたというのですか。この間の闘争では、もうあくる日は全部回復しておるじゃありませんか。そんな、あつた、かつてなことをしていいのですか。郵政大臣、どうですか、あなたは全

くそのとおりだと思つて。郵便業務というものは国民の負託を受けて、ほんとうに大臣が荷物をかついででもいかなければならぬという心がまえのものである、そのとおりだと思つて。そこでこのたびの滞留という問題がかつてない、いままではなような事態が起つておる、これが現状でございます。これはまことに遺憾なことでございます。私は申しわけないと思つて、この解決のために、微力でございますけれども全力を尽くしておるつもりでございます。その最中に、小包を運んでくれる運輸機関が小包の受付を停止するという、あまりない異常な事態が発生をしておるわけでございます。

そこで、いま御質問の中に保全ということばが出てまいりましたが、現在の小包受付のところでは起つておるところの状態を見ますと、まさにこの受付をさせていただいた大事な品物の保全というところにも危険をすら感じられるというふうなことでございますので、この小包を一時受付を中止をさせてもらいたい、こういう事務当局からの話に対しては、私は万やむを得ない事態であると承知をいたしまして、この措置をとつた次第でございますが、すでに国鉄のほうでもこれを解除いたしておりますから、さっそく解除して、もと

○土橋委員 この新聞の報道によりますと、同一地方の郵政局管内で発着するもの、沖縄から各都道府県あつてのものを除いて、と書いてあるわけですね。そうすると、これは決して全面的な小包の停止ではなくて、部分的に、たとえば列車ダイヤが混んでおるために、どうも東海道方面はちょっと日にちもかかるようだというような配慮であつたと思つて。それは私もよくわかるわけですよ。しかし現在、昔と違ひまして、昔は御承知の

ようにおもむきを送るとかミカンを送るとか、そういうことを盛んにやつておりました。しかしいまはミカンも相当出回つておるし、おもむきも各地方にちゃんとございまして、そんなにものを送らなければならぬというふうな時代でもないわけですね。おもむき、たとえば数布とか、そういう繊維製品が多いようにも見受け。場合によつては石けんであるとか、最近欠乏しておる洗剤であるとか、こういうようなものが贈答品には多いようですよ。ですから保全ということばは、私はこの内容がミカンとかモチ米とかそういうようなことを頭にに入れておつたものですからちよつとそういうことばが出たのですが、結局いまの贈答品というものは、それほど日にちを置いても、一日くらい置いたからつてカビがくるといふような品物は少なくなつてまいりました。ですから、郵政省としてはこの第七条の「天災その他やむを得ない」という事由は正確に読んで、やはり国民の小包輸送業務を停滞させることなくやつていただきたいというのが私の願いであるわけですよ。それをただ事務当局は、ちよつと鉄道小荷物引き受けをとめたから、さあ郵政も便乗して——それは便乗し上げと同じことなんだ、便乗でそんなことするわけなんだ。それはいいけれども、やはり国民が信頼を寄せているのですから、受けて、それで事情というふうになつておるから、一日おくれですよ、あるいは半日ぐらいいくればすよ、よろしゅうございませうか。それを、国鉄がそんなことしたからつて、すぐしり馬に乗つて、便乗し上げみたいにすぐ停止するなんてもののはかではありませんか。そのところを私は厳格にすべきだということを要請したいわけでありまして。郵政大臣、いかがですか。私の考え、賛成しますか。

○原田国務大臣 私は、その心がまえにおいては賛成でございます。しかし預かつたものが固々、かつたないような滞留をいたしておるということから、もし積み重なつておる中で事故が生じた場合というふうなことを考えますと、やはり万全を

期して、御不便でございましたが、ごしんぼうを願うという措置をとりましたので、今後はそういうことが起こらないように一生懸命やりたいと思っております。

○土橋委員　ですから私の言いたいことは、第七條の規定は厳格に読んで、そして事情をつまびらかに説明をして、それならやめましょうという人にはやめていただくし、ちょっと半日くらい残りますよ、それでもいいというような場合にはちゃんと受けて、そして業務を執行する、これぐらいの親切さが——窓口だけよくしゃべったって、内はそんな状態じゃ話にならぬですから、中もそういう体制をきちっとすることが必要だということ私は郵政大臣に要望しておきます。これはいいですね。今後そういうことのないように、国鉄がどうやろうと、そのしり馬に乗って郵便もすぐこの第七條の規定を拡大解釈なんかしないで、やはり嚴重にやるということをお願いをしたいと思うわけです。

次は、それとからんで処分の問題です。これは一般新聞に出ておりますので私は多くは申しませんが、どういふ理由で一万二千五百四十三名という大量の処分をしたのか。簡単に、どういふ理由で処分したのか。そのついでには八千数百名の者を処分しておる。処分するためには北人事局長おられるような感じを受けるほど処分ばかりやっておるんですが、どうですか。根拠とその理由。

○北政府委員　一万二千何がしという処分につきましては、ことしの春闘におきまして五波にわたるストライキもしくは休暇闘争がございました。これは公労法によりまして禁ぜられておる行為でございますので、これに対する問責をなしたものでございます。その前に八千名とおっしゃいましたが、それは心当たりございませんが、十一月に千四百名ばかりについて処分をいたしました。これは暴力行為でありますとかあるいは業務規制闘争、すなわちサボ行為であります。サボ行為でありますとか、それから職場の秩序違反、こういういったものに対するものでございます。

○土橋委員　はつきりと申しますと、昭和四十五年の年末の闘争で八千五百名あなたは処分しておるんだ。そんなことは知らないはずはございません。あなたにはちゃんと八千五百名、ここにちゃんと新聞にも、四十五年の年末闘争の処分をしておるんだ。私はうそを言いませんよ。処分をしたでしよ。それからついでこの春に千八百名ですか、千何百名を処分している。それでまた今度あなたは三日の午前この一万二千五百四十三名を処分しておるわけですか。その処分は、公労法の規定の違反ですか。公労法何条の規定の違反ですか。公労法のどういふ規定に違反をしたから処分をしたのですか。何という規定に違反したから処分をしたんですか。

○北政府委員　スト等につきましては御案内のように公労法の十七條で禁止をせられておるわけでございます。こういふ行為をしました場合に、公労法の十八條に解雇という規定がございますし、また公務員法の八十二條でも懲戒免職から戒告に至る処分がなされるべき旨規定がございます。

○土橋委員　公労法十七條の規定は、一切の行為を禁ずると書いてあるわけでありまして、「一切の行為を禁ずることができない」と、禁ずると書いておるわけですか。禁ずるといふことは、するなというこでですね。処罰のことは書いていませんよ。処罰はどういふわけでしたんですか。しちやいかぬといふことを、要するに職員及び組合は公共企業体等に対する同盟罷業、怠業その他さういふ行為をしてはならないといふことが書いてある。処罰の規定はどこにあるんですか。これは、しちやいかぬといふことを労働者に教えておる規定ですね。処罰はどの規定によってやったんですか。

○北政府委員　その規定を受けまして公労法に十八條、その次の条文でございますが十八條がございまして、「前條の規定に違反する行為をした職員は、解雇される」というのがございます。先般の一万二千五百数十名の処分の中に、解雇というの

ございました。それはこの法条によって解雇をしたものであります。自余の懲戒免職あるいはその他の処分がございましたが、これは国家公務員法の八十二條といたうのがございまして、「左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として」云々「の処分をすることができ」とございまして、その公労法十七條違反の行為が、あつたといふこと、これはすなわち公務員として、二號の「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた」というのに該当しますし、また三號の、そういったことで業務の停廃を来たして国民に迷惑をかけるというところは「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」である、こういうふうな考えまして八十二條を適用したわけでありまして。

○土橋委員　八十二條ですか、八十二條なんて公労法にあるんですか。——国家公務員法、さうでしよ、公労法にはないはずですが、そんな条文は。

これは争議行為によつて起こつた事件なんです。争議行為と、ほかの行為は——ほかの目的を持つて、たとえば仕事をしなかつたとかなんとかいう場合には当然十七條の規定を受けるわけですよ。しかし、争議行為といふのは憲法第二十八條を見てください。憲法第二十八條はどうか書いてあるか。これはもうあなたもよく御承知と思つて、憲法第二十八條には、「勤労者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する」と書いておるわけですよ。したがつて、この憲法第二十八條の規定からいふならば、公労法十七條の規定はどういふ地位に立っているのか。これはあなたも研究されておると思つて、行爲なんです。憲法第二十八條が厳然として改正をされないで現存しておる限りは、この規定に従つて国の法律やその他の省令は決定すべきもので、憲法第二十八條を犯して、こつちの基本的な權利として認められておる争議行為やあるいは団体交渉その他の權利は、この公労法、公共企業体等労働関係の法律によつて十七條で制限を受

けていいというふうなあなたは解釈しているのかね。そんなことはできませんよ。国家公務員法だつてさうですよ。憲法第二十八條を犯すことはできませんよ。まして、憲法第九十九條を見てください。国家公務員やあるいはすべての国の重要な機関の責任者は、この憲法の規定を尊重し、実証しなやならぬと、ちゃんと書いてあるのですよ。さうすると、あなたの処分をしておる一万二千五百四十三名、その前の千八百名、その前の年の八千五百名、こんなのは憲法第二十八條に違反する処罰といひまじやうか、処分じゃありませんか。どうですか。このところ、ひとつ明確に答えてください。

○北政府委員　憲法の各条章はもとより尊重するべきでございます。ただ、お示しの二十八條に公労法十七條その他が違反しているというふうな御見解でございますが、私どもがさういふ御見解を持つておられないといふことも、先生つとに御承知のところだと存じます。

○土橋委員　もしあなたがさういふことをこの委員会会で仰せになるとすれば、まあ例は違ひますが、憲法第九條における自衛権の問題から出てくる自衛隊といふものに対して、ついでにだつて長沼裁判といふのが出ました。これは憲法違反だといふてゐるわけですよ。これも司法裁判所で御承知のように決定した事項です。ですから、いま私たちが、憲法第二十八條に違反をするようなさういふ処分やさういふ不当な処置をなすわけにないやうにしてほしいといふのが私たち共産党の基本的な態度なんです。

そこへもつてきてまして、ILOの全通労働組合に対する勧告が出ておるでしよ。これはどんな勧告が出ましたか、ILOから。どういふ勧告を出しておるんですか、この労働運動について。この労働者の争議行為その他の処分についてはどうしなればならぬかという、憲法第二十八條と関連をしてどういふ勧告を出してきていますか。

○北政府委員　二十八條との関連といふことはなかつたと記憶しておりますが、処分等につきましては

ては、全通案件におきましては、懲戒処分をやる、しかしその事柄によつて給与上の永久格差が出る、あるいはキャリアに及ぼす不利益な影響というものが残る、こういうことについてばかりでドライバー勧告というものがあつたはずだから、あれを思い起こせ、こういう内容でございました。

○土橋委員 そうしますと、ちよつとある新聞にも書いてありますように、これはILOの機構から勧告をされた内容をちよつと取り入れたということ、従来ならば訓告処分あるいは戒告するといふようなことであるけれども、ちよつと注意処分みたいなことをする、そういうようなおまけをしてやつたんだということをある新聞は報道しております。

しかし、私はさうなことであつてはならない。全通も御承知のようにスト権奪還あるいは公務員のスト権奪還、こういうことが全国的な労働運動の一つの柱になつておるわけです。これは二十三年の政令二〇一号というので、マッカーサーが公務員のストライキ権を奪つてからの事態でございます。ですから、少なくとも国際連合の労働機構からも、そういうふうな日本の全通とか、あるいは他の公団体関係もそうでありまして、ストライキをやめることに処罰をもつてやるような方法は非常に正しくないという勧告でしょう。そうすれば、憲法第二十八條の基本的な立場からいつてもさうだし、いまの公務員のストライキ権を取り上げておるのは、ダグラス・マッカーサーが軍事占領下において彼がかつてにつくつたいわゆるマッカーサー政令といわれるものであつて、今日ではあれから二十四年たつておるのですよ。二十四年たつておつて、まだそういうことで一万二千五百四十三名も処分する。つい二年ほど前に八千五百名処分するといふようなことを繰り返しておる。これは結局郵政事業全体の中から見て、労働運動をことさらに、特に全通労働運動をことさらに目のかたきにしてそういうことをやろうとしておるといふような節があると云つても過言じゃないんじゃないですか。言い過ぎじゃないですか。皆さん。なぜそういうことを繰り返しておるのですか。一方においては、あなたも御承知のように、全郵政という第二組合を全国至るところにつくらして、それで一方ではこれをまくらにして、全通労働組合に攻撃をかける。いわゆる全通マル生運動というので、前の国会でもいろいろ追及されたし、私も追及しました。そういうことを再び繰り返して、また今度一万二千五百四十三名の処分者を出す。しかもこの中には首切りとか、あるいは何といふかたいていへんな処分をしておるじゃありませんか。解雇十八名、懲戒免職八名、こういうえらい処分をしておるわけですね。つまり第二組合の郵政組合をつくつたり、一方においては全通の労働者に対して、たとへば昇給をおくらすとか、学校にあげないとか、寮に入れないとか、あるいは本人が希望しても配転をしてくれないとか、あるいはブラザー制度で締めつけておくとか、あらゆる労働運動の最もいいがわしいやり方、最も排斥すべき、排斥すべきやり方をずつと手を打つておいて、それで暮れには要するに仕事をしないといふようなことだけ強要したのでは、解決しないじゃないですか。何でこんな処分をするのですか。一万二千名も処分するのですか。

言ひやないじゃないですか。言い過ぎじゃない

けです。そういう全体を取り締まる人事局長が、いまのよるなことをやつておるからますますこの争議が拡大をし、それでこの問題の決着はつかない。これは原田郵政大臣が新しく就任をされて、知つてはいらつしやると思つておるけれども、これはずっと続いておる、こんなことをやつておることは、きのうきよう始まつたことじゃないのですよ。ですから私は、嚴重にこの問題について郵政大臣が——やはりそういう悪い労使間の基礎を築いておるものは郵政官僚であります。つまり彼らは、御承知のように上司にあまりいやな思いをさせないといふ配慮もあることでしょうし、あまり労働問題で郵政大臣や世間からとやかくなれないといふことをおそれることのあまりに、あらゆる方法、ブラザー制度だあるいはシスター制度だといふあらゆる方法で局長の権限を強化して急いでやる。一方においてはトラック部隊といふものを派遣して……

けです。そういう全体を取り締まる人事局長がいまのよ

るなことをやつておるからますますこの争議が拡大をし、それでこの問題の決着はつかない。これは原田郵政大臣が新しく就任をされて、知つてはいらつしやると思つておるけれども、これはずっと続いておる、こんなことをやつておることは、きのうきよう始まつたことじゃないのですよ。ですから私は、嚴重にこの問題について郵政大臣が——やはりそういう悪い労使間の基礎を築いておるものは郵政官僚であります。つまり彼らは、御承知のように上司にあまりいやな思いをさせないといふ配慮もあることでしょうし、あまり労働問題で郵政大臣や世間からとやかくなれないといふことをおそれることのあまりに、あらゆる方法、ブラザー制度だあるいはシスター制度だといふあらゆる方法で局長の権限を強化して急いでやる。一方においてはトラック部隊といふものを派遣して……

と聞いてみたいと思います。

○原田国務大臣 現在起こつておる郵政省関係の労使の問題についてお尋ねでございますが、古い沿革から説き起こしてお話でございます。土橋さんは全通連の第一の委員長でございましたが、その述べられた中に、労働者に与えられた権利といふものを憲法についてお述べになりましたが、同じ憲法の中に、特に公務員は、全部の国民に対する奉仕者であるといふことも書かれておることをよくお読みであると思つて、したがつて、公務員といふものの立場といふものをどうするかといふことで、いま占領下にできた——憲法も占領下にできた憲法であります、その当時の日本の政治の上に君臨しておつたマッカーサーがその労働者に与えられた権限を奪い去つた、こういう話がございましたが、日本の国の政治の中でどうしたらよいかといふことで知恵を出してつくり上げた制度、人事委員会といふものがあつて、その間に公務員の問題を処する、三公社五現業の職員もこれに準ずるといふ立場にあるといふことが現在の日本の制度であると思つて、したがつて、その制度の中で、考え方、主張の違いといふものがILOに持ち込まれて、そして、その結果、先ほど話が出ましたような勧告といふものが行なわれておる。これをどう処理していくかというところは、もはやこれから改めて、またまた同じ問題でILOに提訴して、日本の代表者が向かうでお互いに、世界のILOの場で話しておるという時代は去つて、日本の国内で解決をしなければならぬといふ事態に來ておるのではないかと、このように私は考えます。

したがつて、この際、いわゆる歩み寄りといふことによつて、先ほど話が出ましたが、荷物を与えられた者はつかひでもこれを運ばなければならぬといふ精神は、これは労使ともに一致して持つべき精神であつて、おまえがやれ、おれはやらぬでもないのだ、こういうものであつてはならないと思つております。したがつて、いま当面しておるところの、長い間懸案であつた

ものを、朝も申し上げましたが、私が二十五日に就任して一ぺんに解決するといふような大きなふろしきは広げることではできませんけれども、誠心誠意取り組みまして、この年末におきまして出されておるところの労働者諸君からの――郵務局あるいは人事局と関係当局と私が相談をいたしました、一日でも早く解決をして、国民の皆さん方に、いわゆる憲法にいわれておる公務員は国民への奉仕者であるという点を実現してみたい、このように考えております。

幸い、土橋委員も長い間この道に邁進してこられた方でございますから、先ほどの質問の中にありました私が、私は自民党に反対だから、これは反対せんからぬから保留をするということもありましたが、私はそういうことをおっしゃらずに、自民党が言っておることでもいいことはいいいというのでひとつ御協力を賜わり、お互いの英知を集めて、同じ人間でございますから、処罰が行なわれてまたこれを繰り返すというよりなことが早く解決するように努力してまいりたいと思っております。何とぞ御理解を賜わりたいと思います。

○土橋委員　たいへん明快なお話であったと思います。これは戦後長い間のいろいろな労働運動その他で、双方やはりよく研究もし努力もしなければならぬ問題を持つておると思いますが、とにかくILO八十七号条約あるいはその他の勧告が出ておるさなかに、かつてない大量の処分を出しておいて、そして今日また局長決済でそういう訓告だとかあるいは戒告であるとか、さらには減俸であるとか賃金カットとか、こういうものが乱発される、そういう状況下にあるように見受けられるわけですよ。したがってこれは大きな問題だ。

郵政全体の観点からいうならば、こういうことを続けてばかりおると、全通労働組合も非常にしんどいでしょうけれども、郵政もやるたびに、今度は一万二千五百何名だからこの次に一万八千人、その次は二万五千人、こういうようなエスカレーターをしておるわけですね。このところは北君も非常に考えなければいかぬと思うのです。こんな

ことがエスカレーターして、それで従業員が仕事ができるなんて考えている局長がいるとすれば、これは大きな心得違いであって、ある局長ははしなくもそういうことを言っておるわけですから、これはたいへんなことだというふうに私は直感したわけですよ。ですから、ぜひひとつそういうことがないように、また第八条の解釈にしまして、これはただ本部、郵政省関係とか、あるいは地本と郵政局の間とか、この第八条の解釈はそういうワケだけをきめてはいけません。支部末端でも、あるいはできれば自分たちの課で、たとえば配達課で課長さんや課長代理との間で、こういうふうにしましょうという話し合いでりつぱに解決できるものは解決したらいいいですよ。何をそれを、これは団体交渉ではない、ただこれは折衝とかかなんとかであるということ、いろいろな解釈上のあれをつけておるわけですね。ですから、まだるっこしくてどうしようもないというよりな事態にまできておるわけです。ですから、どうかこの問題はまたあとでいろいろ、私のほうでも調べる点調べて、たします。

それから郵便貯金の三百万円の限度引き上げの問題についても、私のほうでももう少し研究させていたしまして、この内容をもっとよく見なければ一がいに賛成とか反対は言えないというふうに私たちは考えざるを得ないと思うのです。ですから私は、以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

○廣瀬委員長　次回は明七日金曜日、午前十時理事會、午前十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時五十八分散會

